

第5次大船渡市男女共同参画行動計画の概要

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

(1) 男女共同参画の推進は、女性が輝く場、活躍する場を拡大することで社会を支える力の増大を図り、社会全体の発展にも深く寄与する取組である。

(2) 本市では、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、平成15年に大船渡市男女共同参画行動計画を策定し、以後、改訂を行いながら各般の取組を推進してきた。

(3) これまでの男女共同参画に関する取組の成果と課題を踏まえ、より一層推進するため、新たな計画を策定するものである。

2 計画の位置付け

(1) 男女共同参画社会基本法及び大船渡市男女共同参画推進条例に基づく計画

(2) 「大船渡市総合計画2021」を始め、各種計画との整合を図った男女共同参画に係る行政運営の基本指針

(3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に規定する「市町村推進計画」に位置付け

(4) S D G s（持続可能な開発目標）に掲げる、「5 ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメント」の達成など、17の全てのゴールの達成への貢献

3 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

4 計画の推進と進捗管理

(1) 計画の推進

大船渡市男女共同参画審議会などを通じて市民の意向を随時把握するとともに、参画の輪を広げながら取り組む。

(2) 計画の進捗管理

計画の進捗状況や目標指標の達成度などについて、毎年度、大船渡市男女共同参画審議会などで評価・検証を行い、その結果などを公表する。

大船渡市男女共同参画審議会

・計画の進捗状況、目標指標の達成度に係る外部評価

調査
審議

市長

大船渡市男女共同参画室幹事会

・庁内における計画の進捗管理

関係各課

・具体的取組の実施

連携

公表

進捗状況
検証結果

市民
事業者
機関・団体

第2章 現状と課題

1 第4次大船渡市男女共同参画行動計画の検証

(1) 基本目標1 「一人ひとりが尊重されるまち」

目標指標	(策定時) R4目標	R3実績
「男女共同参画社会」という言葉を知っている人の割合	(86.1%) 100.0%	86.8%
「性別による違いが個性や能力を発揮する上で制約になっていない」と答えた市民の割合	(35.2%) 50.0%	45.1%
社会通念・慣習・しきたりにおいて男女の地位が不平等と感じている人の割合	(73.7%) 60.0%以下	73.7%

(2) 基本目標2 「男女がともに参画し合うまち」

目標指標	(策定時) R4目標	R3実績
審議会、委員会などにおける女性委員登用率	(32.9%) 40.0%	35.0%
男女共同参画サポーター認定者数	(23人) 33人	(目標達成) 37人
「生涯学習に関する情報が十分提供されている」と答えた市民の割合	(19.0%) 45.0%	22.0%
「市民主体のまちづくり活動が活発である」と答えた市民の割合	(17.8%) 40.0%	28.7%

(3) 基本目標3 「男女がともに支え合うまち」

目標指標	(策定時) R4目標	R3実績
家族経営協定締結数	(16件) 21件	17件
家族で農林漁業、商工自営業に従事している方の経営方針、作業内容、収益の配分など、事業経営について「家族で話し合って決めている」と答えた市民の割合	(28.4%) 50.0%	(目標達成) 59.8%
職場において男女が平等と感じている人の割合	(20.5%) 30.0%	25.0%
「ワーク・ライフ・バランス」の内容を知っている人の割合	(43.9%) 60.0%	44.5%
「仕事と子育てが両立できる環境にある」と答えた市民の割合	(29.4%) 50.0%	29.4%
「介護や福祉のサービスが充実している」と答えた市民の割合	(30.4%) 50.0%	36.1%

(4) 基本目標4 みんなが健康で安心して暮らせるまち

目標指標	(策定時) R4目標	R3実績
妊娠11週(3カ月)以内での妊娠届出率	(95.7%) 100.0%	91.3%
市の健康診査の受診率	(35.3%) 60.0%	37.0%
DV防止法の名称または内容を知っている人の割合	(83.9%) 90.0%	(目標達成) 92.3%
「DV被害などについて相談窓口があることを知っている」と答えた市民の割合	(28.4%) 50.0%	32.5%

2 男女共同参画社会に関する市民・事業者アンケート調査などの検証

(1) 市民アンケート調査の検証

○男女の地位について、「男性が優遇されている」と答えた人の割合が依然として高い。

○家事・育児・介護について、「同程度分担」と回答した人の割合は2割に満たない。

○ワーク・ライフ・バランスの現状について、性別や年代にかかわらず「仕事優先」と答えた人の割合が高い。

○性別にかかわらず暴力を受けている人や、性的少数者が一定数いる。

(2) 事業者アンケート調査の検証

○「賃金」・「募集や採用」・「昇進」などで男性を優遇しているとした事業者が一定数ある。

○育児休業の取得人数・取得期間は、女性従業員と男性従業員で大きな隔りがある。

○育児・介護休業制度活用の課題は、「代行要員の確保及び費用」と「周囲の従業員の業務負担増」と答えた割合が高い。

(3) 関係資料の検証

○本市の10～20代の人口に対する転出超過者数の割合は、男性より女性が2.5倍高い。

3 検証により顕在化した課題

(1) 社会通念・慣習・しきたりなどに残る、性別による固定的な役割分担意識の払拭

(2) 多様な性的指向・性自認への理解促進

(3) 家事・育児・介護に係る家庭における女性の負担の軽減

(4) DVや生活困窮などの課題を抱える対象者への支援強化

(5) ワーク・ライフ・バランスの改善

(6) 働きやすい職場環境づくり

意識啓発事業との連動などにより、これらに関する各種の取組を効果的に推進する必要がある。

家事・育児・介護を同程度分担していると回答した人の割合

20.0%
15.0%
10.0%
5.0%
0.0%

14.2%
11.8%
17.5%
16.2%
13.6%
7.0%

家事 育児 介護

男性 女性

募集や採用における男女の優遇・平等感

80.0%
60.0%
40.0%
20.0%
0.0%

26.4%
52.8%
28.6%
58.0%
20.8%
65.8%

募集採用 賃金 昇進

男性を優遇 男女平等

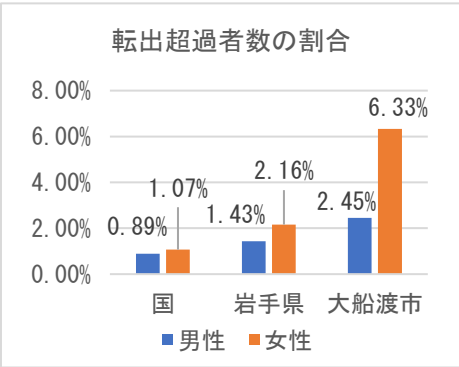
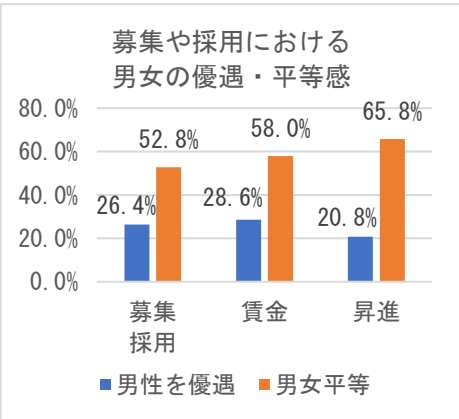
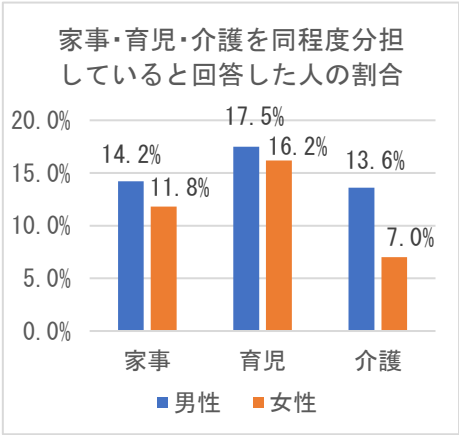
転出超過者数の割合

8.00%
6.00%
4.00%
2.00%
0.00%

0.89%
1.07%
1.43%
2.16%
2.45%
6.33%

国 岩手県 大船渡市

男性 女性



第3章 計画の内容																																																														
《目指すまちの姿》 「誰もが自分らしさを互いに認め合い、暮らし続けたいまち大船渡」 男女共同参画社会の実現は、性別や年齢などにかかわらず、誰もが自分らしく活躍できる社会であるとともに、そのような「まち」は誰もが暮らしやすい「まち」です。																																																														
基本目標1 自分らしさが輝く地域社会の形成			基本目標2 とともに支え合う家庭生活の実現		基本目標3 安心して働ける魅力ある職場環境づくり 【女性活躍推進法に基づく推進計画】																																																									
【具体的取組】 1 地区と行政の協働のまちづくりと連動した女性や若者の意思決定過程及び実践活動への参画拡大 (1) 協働推進事業 (2) 地区・地域の防災活動への女性参画促進 (3) 審議会・委員会における女性委員の登用推進 (4) 地区・地域コミュニティにおけるインターネット(SNSなど)を活用した情報交換の推進 (5) 市民活動支援事業 2 (仮称)「男女共同市民会議」の開催と男女共同参画サポーターの養成 (1) (仮称)「男女共同市民会議」の開催 (2) 男女共同参画サポーター養成事業 3 多様な性の在り方に対する理解促進 (1) 性的少数者に対する理解促進 (2) パートナースhip制度の導入に係る検討 (3) 幼児・児童・生徒の性に対する理解促進と男女平等教育の充実 (4) 学校保健事業 【目標指標】 <table><tr><th>指 標</th><th>令和3年度【実績値】</th><th>令和9年度目標値</th></tr><tr><td>「性別による役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)はない」と答えた市民の割合</td><td>42.8%</td><td>50.0%</td></tr><tr><td>各種審議会などにおける女性委員登用率</td><td>35.0%</td><td>40.0%</td></tr><tr><td>(仮称)「男女共同市民会議」の参加者数(累計)</td><td>—</td><td>延べ100人</td></tr><tr><td>男女共同参画サポーターの認定者数(累計)</td><td>37人</td><td>57人</td></tr><tr><td>「LGBTなどの言葉の意味を知っている」と答えた市民の割合</td><td>51.0%</td><td>70.0%</td></tr></table>			指 標	令和3年度【実績値】	令和9年度目標値	「性別による役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)はない」と答えた市民の割合	42.8%	50.0%	各種審議会などにおける女性委員登用率	35.0%	40.0%	(仮称)「男女共同市民会議」の参加者数(累計)	—	延べ100人	男女共同参画サポーターの認定者数(累計)	37人	57人	「LGBTなどの言葉の意味を知っている」と答えた市民の割合	51.0%	70.0%	【具体的取組】 1 家事・育児・介護への男性の参画拡大と家庭生活でのワーク・ライフ・バランスの改善 (1) パパママ教室開催事業 (2) 父子^{おやこ}の料理教室開催事業 (3) パートナーと介護予防講座開催事業 (4) 家庭教育学級開催事業 2 利用しやすい保育・介護サービスを目指した環境整備 (1) ICTを活用した保育サービスの利用手続などの簡素化 (2) 保育サービスの利用に係る相談支援 (3) 子育てに関する提供情報の拡充 (4) 子育て支援機関(機能)の拡充 (5) ICTを活用した介護サービスの利用手続などの簡素化 3 DVや生活困窮などの課題を抱える対象者への支援と相談窓口などの周知強化 (1) 相談窓口の連携強化 【目標指標】 <table><tr><th>指 標</th><th>令和3年度【実績値】</th><th>令和9年度目標値</th></tr><tr><td>「家庭内で男女が家事(炊事、掃除、洗濯、子育て、介護など)の分担をしている」と答えた市民の割合</td><td>40.8%</td><td>45.0%</td></tr><tr><td>家事・育児・介護への男性の参画拡大に資する講座・教室の参加者数(累計)</td><td>延べ97人</td><td>延べ500人</td></tr><tr><td>「保育サービスが充実している」と答えた市民の割合</td><td>37.7%</td><td>45.0%</td></tr><tr><td>「DV被害などについて相談窓口があることを知っている」と答えた市民の割合</td><td>32.5%</td><td>70.0%</td></tr></table>		指 標	令和3年度【実績値】	令和9年度目標値	「家庭内で男女が家事(炊事、掃除、洗濯、子育て、介護など)の分担をしている」と答えた市民の割合	40.8%	45.0%	家事・育児・介護への男性の参画拡大に資する講座・教室の参加者数(累計)	延べ97人	延べ500人	「保育サービスが充実している」と答えた市民の割合	37.7%	45.0%	「DV被害などについて相談窓口があることを知っている」と答えた市民の割合	32.5%	70.0%	【具体的取組】 1 性別による仕事の内容や待遇の格差の解消 (1) 男女雇用機会均等法などの遵守徹底 (2) 一般事業主行動計画の策定促進 (3) 「大船渡市働く婦人の家」の在り方検討 2 職業における女性の活躍支援 (1) キャリアアップ講座やリカレント教育の推進 (2) 中学校におけるキャリア教育の推進 (3) 女性等就業相談員による就職支援 3 職場でのワーク・ライフ・バランスの改善 (1) 事業者への働き方改革に関する情報提供と実践支援 (2) 「ワーク・ライフ・バランス」の改善に関する被雇用者の理解促進 (3) 「くるみん」や「いわて子育てにやさしい企業」の拡大 (4) 職場におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進 4 育児・介護と仕事を両立できる職場環境づくり (1) 事業者における育児・介護休業制度の活用促進 (2) 育児・介護休業制度に関する被雇用者の理解促進 5 女性活躍に向けた取組を市が率先して推進 (1) 管理職や監督職への女性職員の登用 (2) 男性職員の育児参画の促進 (3) 仕事と家庭生活・社会活動の両立に向けた相談体制の充実 【目標指標】 <table><tr><th>指 標</th><th>令和3年度【実績値】</th><th>令和9年度目標値</th></tr><tr><td>「職場の仕事の内容や待遇で男女の差がない」と答えた勤労者の割合</td><td>54.5%</td><td>60.0%</td></tr><tr><td>女性の活躍促進に資する講座や教室の開催回数(累計)</td><td>延べ36回</td><td>延べ200回</td></tr><tr><td>「くるみん認定・えるぼし認定・いわて子育てにやさしい企業等認証・いわて女性活躍企業等認定制度」の認定・認証企業数(累計)</td><td>延べ23事業者</td><td>延べ30事業者</td></tr><tr><td>「仕事と子育てが両立できる環境が整っている」と答えた市民の割合</td><td>29.4%</td><td>40.0%</td></tr><tr><td>「育児休暇や介護休暇が取得しやすい」と答えた勤労者の割合</td><td>49.6%</td><td>60.0%</td></tr><tr><td>市男性職員の育児休業取得割合</td><td>25.0%</td><td>30.0%</td></tr><tr><td>市職員の管理職に占める女性の割合</td><td>15.9%</td><td>20.0%</td></tr></table>	指 標	令和3年度【実績値】	令和9年度目標値	「職場の仕事の内容や待遇で男女の差がない」と答えた勤労者の割合	54.5%	60.0%	女性の活躍促進に資する講座や教室の開催回数(累計)	延べ36回	延べ200回	「くるみん認定・えるぼし認定・いわて子育てにやさしい企業等認証・いわて女性活躍企業等認定制度」の認定・認証企業数(累計)	延べ23事業者	延べ30事業者	「仕事と子育てが両立できる環境が整っている」と答えた市民の割合	29.4%	40.0%	「育児休暇や介護休暇が取得しやすい」と答えた勤労者の割合	49.6%	60.0%	市男性職員の育児休業取得割合	25.0%	30.0%	市職員の管理職に占める女性の割合	15.9%	20.0%
指 標	令和3年度【実績値】	令和9年度目標値																																																												
「性別による役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)はない」と答えた市民の割合	42.8%	50.0%																																																												
各種審議会などにおける女性委員登用率	35.0%	40.0%																																																												
(仮称)「男女共同市民会議」の参加者数(累計)	—	延べ100人																																																												
男女共同参画サポーターの認定者数(累計)	37人	57人																																																												
「LGBTなどの言葉の意味を知っている」と答えた市民の割合	51.0%	70.0%																																																												
指 標	令和3年度【実績値】	令和9年度目標値																																																												
「家庭内で男女が家事(炊事、掃除、洗濯、子育て、介護など)の分担をしている」と答えた市民の割合	40.8%	45.0%																																																												
家事・育児・介護への男性の参画拡大に資する講座・教室の参加者数(累計)	延べ97人	延べ500人																																																												
「保育サービスが充実している」と答えた市民の割合	37.7%	45.0%																																																												
「DV被害などについて相談窓口があることを知っている」と答えた市民の割合	32.5%	70.0%																																																												
指 標	令和3年度【実績値】	令和9年度目標値																																																												
「職場の仕事の内容や待遇で男女の差がない」と答えた勤労者の割合	54.5%	60.0%																																																												
女性の活躍促進に資する講座や教室の開催回数(累計)	延べ36回	延べ200回																																																												
「くるみん認定・えるぼし認定・いわて子育てにやさしい企業等認証・いわて女性活躍企業等認定制度」の認定・認証企業数(累計)	延べ23事業者	延べ30事業者																																																												
「仕事と子育てが両立できる環境が整っている」と答えた市民の割合	29.4%	40.0%																																																												
「育児休暇や介護休暇が取得しやすい」と答えた勤労者の割合	49.6%	60.0%																																																												
市男性職員の育児休業取得割合	25.0%	30.0%																																																												
市職員の管理職に占める女性の割合	15.9%	20.0%																																																												

第5次大船渡市男女共同参画行動計画の進捗状況等の評価・検証について

第5次大船渡市男女共同参画行動計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）については、毎年度、大船渡市男女共同参画審議会及び大船渡市男女共同参画室幹事会において、計画の進捗状況や目標指標の達成度などについて評価・検証を行いながら、より実効性のある取組を展開することとしています。

令和7年度の評価・検証については、次のとおり実施します。

1 評価の対象

第5次大船渡市男女共同参画行動計画に掲げた基本目標における各種事業を評価の対象とします。

2 評価の時期

原則として、前年度末までの実績を翌年度に評価します。

3 評価の観点

基本目標ごとに、実績値の推移や具体的取組として掲げる各種事業の成果などを踏まえて、その達成状況を明らかにします。

4 評価方法

別添資料1「第5次大船渡市男女共同参画行動計画 令和7年度の取組状況」に基づき、大船渡市男女共同参画審議会に対し評価等を求めます。

(1) 目標指標の「達成率」「達成率区分」について

項 目	説 明
達 成 率	令和9年度目標値に対して、令和7年度実績値がどの程度達成されたか算定したもの。
達成率区分	a:90%以上 b:70%以上90%未満 c:50%以上70%未満 d:50%未満

(2) 進捗度評価について

評価区分	説 明
A	基本目標に掲げる具体的取組が順調に進捗しており、目標を上回る成果が得られている。
B	基本目標に掲げる具体的取組が着実に進捗しており、概ね目標どおりの成果が得られている。
C	基本目標に掲げる具体的取組を実施する上で、課題等が確認されており、目標とする成果が得られていない。
D	基本目標に掲げる具体的取組の実施に支障をきたしており、成果を得るのが困難な状況にある。

第5次大船渡市男女共同参画行動計画 令和7年度の取組状況

【目標指標】

基本目標 1

自分らしさが輝く地域社会の形成

資料 1

No	指 標	実績値					目標値	達成率 (R7/R9)	達成率 区分	備 考
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7				
1	「性別による役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）はない」と答えた市民の割合	42.8%	41.3%	47.8%	47.5%	48.7%	50.0%	97.4	a	【総合計画指標】 市民意識調査
2	各種審議会などにおける女性委員登用率	35.0%	35.5%	34.0%	32.5%	32.0%	40.0%	80.0	b	【総合計画指標】 男女共同参画室 業務取得
3	（仮称）「男女共同市民会議」の参加者数（累計）	—	—	延べ37人	延べ94人	延べ117人	延べ100人	117.0	a	男女共同参画室 業務取得
4	男女共同参画サポーターの認定者数（累計）	37人	42人	46人	52人	56人	57人	98.2	a	男女共同参画室 業務取得
5	「LGBTなどの言葉の意味を知っている」と答えた市民の割合	—	51.0%	—	—	—	70.0%	—	—	男女共同参画室 市民アンケート調査 （※5年ごとの調査）

具体的取組	(1)地区と行政の協働のまちづくりと運動した女性や若者の意思決定過程及び実践活動への参画拡大
取 組 内 容	1 地区運営組織への女性や若者を含む多様な住民の参画を促進する。 2 地区・地域の防災実践活動への女性の参加を促進する。 3 各種審議会等への女性登用を推進する。 4 地区・地域におけるインターネット（SNSなど）を活用した情報交換を推進する。 5 「ジェンダー平等」の推進等に取り組む市民活動事業に補助金を交付する。
取 組 状 況 と 成 果	1 多様な住民の意見が活動に反映されるよう意識醸成に取り組んだ結果、吉浜海岸でのイベント開催や日頃市地区でのスポーツ活動など、女性や若者が主体となった活動が行われている。 2 女性の消防団員や防災会議委員の確保、防災活動への参加に向けたPR活動等を行い、防災活動や研修機会等への積極的な参加を図った。 3 審議会等の委員改選に当たり、団体等に対し、女性の視点を施策に反映する趣旨を説明し、女性の推薦を依頼したが、団体から男性が推薦されたことなどにより、女性委員の割合は前年度から0.5ポイント減少した。 4 デジタル活用の推進に向け、市民向け講座を開催した。アンケート結果からデジタル活用に係る関心が高く、引き続き効果的な推進を図っていく。 5 ジェンダー平等の推進等に取り組む事業の応募はなかった。
課 題 等	1 性別による役割分担意識や担い手不足の解消につながるよう、引き続き、多様な住民が参画し、意見を交わす場づくり等の支援や意識の醸成を図る必要がある。 2 女性の消防団員や防災活動等への参加は依然として少ないものの、引き続き意識醸成を図りつつ、参加促進を働きかけていく必要がある。 3 審議会等の構成団体に対し、市政の意思決定過程への女性の参画を推進するという市の考えを説明し、女性の参画の推進について理解と協力を求める必要がある。 4 デジタルに対する不安の解消や効果的な情報提供等に係る取組なども行っていく。 5 ジェンダー平等に関する市民の自主的な活動につながるよう、補助金の活用事例等の周知、情報発信を行っていく必要がある。

課 題 等	1 多様な属性の市民に働きかけながら、男女共同参画に係る課題の共有や実践活動につながるよう、意識の醸成を図っていく必要がある。 2 職場や地域等の各分野における男女共同参画の取組を効果的に推進するため、その取組の実践協力者となる男女共同参画サポーターを養成し、活動を支援する必要がある。
-------	--

具体的取組	(3)多様な性の在り方に対する理解促進
取 組 内 容	1 性的少数者等に対する理解促進を図る。 2 パートナーシップ制度の導入に係る検討を行う。 3 幼児・児童・生徒に対する性の理解促進と男女平等教育の充実を図る。 4 学校保健事業により、性の多様性や男女の違いに関する講座を開催する。
取 組 状 況 と 成 果	1 市広報紙やホームページ、催事等の機会を捉えながら、多様な性に係る理解促進と相談窓口等の周知を図った。 2 市広報紙やパネル展示等により、パートナーシップ制度の周知に努めた。 3 性別にとらわれない役割分担や呼称等に配慮するなど、発達段階を考慮しつつ、子ども同士が相互に個性を尊重できるよう努めた。 4 小・中学校各3校において、保健所と連携して思春期出前講座を行ったことにより、命の大切さや性の多様性について、子どもたちの学びと理解を深めた。
課 題 等	1 性的少数者やその関係者等が適切な相談や支援が受けられるよう、引き続き相談窓口等の積極的な周知や周知方法の工夫が必要である。 2 パートナーシップ制度を安心して利用できるよう、市民を始め、関係各所への理解促進と周知に努める必要がある。また、利用可能な行政サービスの拡充や、転入転出に係る自治体間の制度連携について随時検討する必要がある。 3、4 子どもの発達段階や学習指導要領等に応じて、適切な男女平等の概念や性の知識に係る教育・指導を行っていく必要がある。

具体的取組	(2)（仮称）「男女共同市民会議」の開催と男女共同参画サポーターの養成
取 組 内 容	1 「男女共同市民会議」（おおふなと市民ミーティング）の開催を通じて、参加者自身が男女共同参画に係る活動を実践する気運の醸成と、新たな取組の誘発を図る。 2 岩手県が実施するいわて男女共同参画サポーター養成講座への受講を促しながら、サポーター認定者を増やし、地域における活躍機会の拡大を図る。
取 組 状 況 と 成 果	1 子育て中の夫婦を対象に、家事育児の役割分担等に関するワークショップを企画したところ、アンケート結果から、互いを思いやることや、できることから育児に参加するといった、意識の変化が見られた。 2 市民4人（うち男性2人）が男女共同参画サポーターに認定された。男性サポーターは計11人となり、徐々に増えてきている。

総 評	・各取組を着実に実施したことにより、市民等の男女共同参画に対する意識の醸成が図られており、目標指標の3項目において、実績値が目標値に近づいている状況にある。 ・目標指標No.2の「女性委員登用率」が下がっているため、審議会等の所管部署に対して市政の意思決定過程に女性の参画を推進する方針を説明し、委員推薦の事務では、関係団体に女性推薦の協力を求める取組を強化する。 - 一方、地区運営組織では、女性と若年層がワークショップ等に参加して発言し、イベントの企画・当日の運営への主体的な活動が見られる。 ・女性の、市政の意思決定過程への参画及び各分野での主体的な活動の推進に取り組む。
進捗度評価	B

第5次大船渡市男女共同参画行動計画 令和7年度の取組状況

【目標指標】

基本目標2

ともに支え合う家庭生活の実現

No	指 標	実績値					目標値	達成率 (R7/R9)	達成率 区分	備 考
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 9			
1	「家庭内で男女が家事（炊事、掃除、洗濯、子育て、介護など）の分担をしている」と答えた市民の割合	40.8%	39.9%	41.6%	43.3%	44.0%	45.0%	97.8	a	市民意識調査
2	家事・育児・介護への男性の参画拡大に資する講座・教室の参加者数（第5次計画期間内の累計）	延べ97人 (第4次計画)	延べ666人 (第4次計画)	延べ622人	延べ1,656人 (R6:延べ1,034人)	延べ2,155人 (R7:延べ499人)	延べ500人	431.0	a	男女共同参画室 業務取得
3	「保育サービスが充実している」と答えた市民の割合（R7は「子育て支援サービスが充実している」として調査）	37.7%	35.2%	39.2%	36.0%	28.9%	45.0%	64.2	c	【総合計画指標】 市民意識調査
4	「DV被害などについて相談窓口があることを知っている」と答えた市民の割合	32.5%	28.5%	30.3%	35.5%	33.0%	70.0%	47.1	d	市民意識調査

具体的取組	(1)家事・育児・介護への男性の参画拡大と家庭生活でのワーク・ライフ・バランスの改善
取 組 内 容	1 ババママ教室の開催を通じて、男性の家事育児への参画を促進する。 2 父子の料理教室の開催を通じて、男性の家事参画と家庭における男女共同参画の意識醸成を図る。 3 介護予防講座の開催等を通じて、介護に携わることへの価値観を高める。 4 家庭教育学級の開催を通じて、男性の家事育児等への参画に係る意識醸成を図る。
取 組 状 況 と 成 果	1 ババママ教室を12回開催し、58組118人が参加した。参加者からは、夫婦で協力することの大切さについての感想が寄せられるなど、子育てへの意識向上につながった。 2 「お父さんもおじいちゃんもキッズクッキング」と題して1回開催し、6組15人が参加した。家族で家事を協力して行うことの意識醸成につながった。 3 健康づくりや老後の生活知識を学ぶ講座を5回開催し、延べ43人（うち男性13人）が参加した。参加者の、介護に携わることへの価値観を広げることにつながった。 4 家庭教育学級を4回で開催し、保護者等236人が参加した。子育てに関わる理解を深めることができ、育児に参画することの意識醸成につながった。
課 題 等	1 父親の育児参加は、母親の負担解消など安定した子育てなどにつながることから引き続き内容の充実を図る必要がある。 2、3 参加者数の拡大が課題であるため、対象者や内容を検討しつつ参加促進を図る必要がある。 4 関係機関等との連携を図りつつ、社会情勢等を踏まえた内容を企画し、学習機会の充実に努める。

具体的取組	(2)利用しやすい保育・介護サービスを目指した環境整備
取 組 内 容	1 ICTを活用した保育サービスの利用手続きなどの簡素化を図る。 2 保育サービスの利用に係る相談支援を行い、利用者における利便性の向上を図る。 3 子育て支援専用ポータルサイト「つばきっず」を通じて、子育てに関する情報の拡充等を図る。 4 子育て支援機関等となる「こども家庭センター」の開設に係る検討を行う。 5 ICTを活用した介護サービスの利用手続きなどの簡素化を図る。
取 組 状 況 と 成 果	1 マイナポータル（びったりサービス）によるオンライン手続の周知を図ったところ、オンライン申請数が49件あり、保護者の負担軽減と手続きの簡素化を図った。 2 各種支援制度の紹介や専門の相談員への橋渡しを行うなど、子育て世帯それぞれの生活環境に応じた適切な支援につなげることができた。 3 「つばきっず」を適切に運用し、随時イベント情報の提供や関連サイトのリンクを貼るなどにより、利用者に対する利便性の向上を図った。 4 令和6年に「大船渡市こども家庭センターDACCO」の開設により検討を終了した。 5 市ホームページ等を通じてマイナポータル（びったりサービス）によるオンライン手続の周知を図ったが、利用実績はなかった。

課 題 等	1 オンライン手続の利用促進を図るため、その周知に努めるとともに、国の動向を注視しながら改善等を検討していく必要がある。 2 利用者個々の状況に応じた適切な支援を行えるよう、関係団体と連携を図っていく必要がある。 3 利用促進を図るため、分かりやすい情報発信や周知について工夫が必要である。 5 高齢者にとって、オンライン申請が手続きの簡素化につながらず利用実績がないため、引き続き周知方法を工夫しながら情報発信に努めていく必要がある。
-------	---

具体的取組	(3)DVや生活困窮などの課題を抱える対象者への支援と総合相談窓口などの周知強化
取 組 内 容	1 各種相談窓口や関係機関等との連携強化を図りつつ、適切な相談支援を行う。
取 組 状 況 と 成 果	1 各種相談窓口等における取組状況等については次のとおり。 ・年間222件あった相談対応において、女性相談支援員と子ども家庭支援員を配置し、教育機関等との連携を図りつつ助言等を行い、必要な支援につなげることができた。 ・市広報紙への記事掲載やパネル展示を行ったほか、関係団体等と連携した啓発活動を行い、DVなどの暴力防止や性的少数者等に関する相談窓口の周知を図ることができた。 ・隔月で人権相談を開催したほか、人権週間に合わせて特設人権相談所を開設し、性的少数者やその関係者が人権に関する相談ができる機会を提供した。 ・生活困窮に関する年間の新規相談者数は116人となり、昨年度より増加したものの、困窮状態からの早期自立ができるよう、個々の状況に応じて支援した。また、生活困窮者のうち、8人が就労に至り、困窮状況から脱却することができた。 ・各学校において、専門相談員等が悩み相談や家庭支援などを行い、問題の未然防止や安心できる環境の確保に努めた。 ・関係各所と適切な連携し、迅速かつ適切な支援対応に努めた。
課 題 等	1 各種相談窓口の周知や支援、連携に係る課題等は次のとおり。 ・相談者の状況に応じ、関係機関と連携を図り、適切な相談支援対応に努める必要がある。 ・課題を抱える対象者を早い段階で適切な支援につなげることができるよう、各種相談窓口の周知や支援体制等の強化に努める必要がある。 ・課題を抱える対象者の早期発見や把握など、アウトリーチ型の支援強化も必要である。

総 評	・目標指標No.1・2の実績値や各種講座の実施状況により、男性が家事・育児・介護に参画することへの意識醸成が図られ、ワーク・ライフ・バランスの改善につながっている。 ・各種サービスに係る手続きの簡素化や利用促進について、オンライン申請等の利用実績は少ないものの、環境整備は利用促進やサービスの充実を図る上で必要であることから、更なる改善と利用に係る周知を図ることで、目標指標No.3の実績値を伸ばしていく。
進捗度評価	・目標指標No.4について、DVに関する相談窓口の認知率が低い状況にあるが、関係団体等との連携を図りながら、継続した啓発活動や相談窓口の周知を行うことにより、広く認知されるよう努めていく。
B	

第5次大船渡市男女共同参画行動計画 令和7年度の取組状況

【目標指標】

No	指 標	実績値					目標値	達成率 (R7/R9)	達成率 区分	備 考
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 9			
1	「職場の仕事先の内容や待遇で男女の差がない」と答えた勤労者の割合	54.5%	56.7%	60.3%	61.5%	56.4%	60.0%	94.0	a	市民意識調査
2	女性の活躍促進に資する講座や教室の開催回数 (第5次計画期間内の累計)	延べ36回 (第4次計画)	延べ30回 (第4次計画)	延べ31回	延べ67回	延べ104回	延べ200回	52.0	c	男女共同参画室 業務取得
3	「くるみん認定・えるぼし認定・いわて子育てにやさしい企業等認証・いわて女性活躍企業等認定制度」の認定・認証企業数(累計)	延べ 23事業者	延べ 25事業者	延べ 32事業者	延べ 41事業者	延べ 76事業者	延べ 30事業者	253.3	a	国・県公表値
4	「仕事と子育てが両立できる環境が整っている」と答えた市民の割合	29.4%	26.3%	27.5%	26.8%	24.0%	40.0%	60.0	c	市民意識調査
5	「育児休暇や介護休暇が取得しやすい」と答えた勤労者の割合	49.6%	50.8%	52.4%	59.9%	54.5%	60.0%	90.8	a	市民意識調査
6	市男性職員の育児休暇取得割合	25.0%	50.0%	90.0%	100.0%	100.0%	30.0%	333.3	a	総務課 業務取得
7	市職員の管理職に占める女性の割合	15.9%	13.3%	8.9%	15.9%	15.6%	20.0%	78.0	b	総務課 業務取得

具体的取組	(1)性別による仕事の内容や待遇の格差の解消
取 組 内 容	1 男女雇用機会均等法などに係る学習機会を提供し、関連法令遵守と適切な運用を促す。 2 関係機関と連携し、一般事業主行動計画に係る学習機会の提供や計画策定等に係る周知を図る。 3 「大船渡市働く婦人の家」について、時代のニーズに合わせた利用の在り方を検討する。
取 組 状 況 と 成 果	1 市広報紙やホームページ等において、関連記事や相談窓口の掲載をしたほか、男女共同参画図書展で関連リーフレットを展示し、広く制度の周知を図った。 2 市ホームページにおいて、労働関連法令の法改正を中心とした周知を行ったことにより、関係各所を含む多くの人の目につく機会を創出した。 3 「働く婦人の家」は、女性の職業生活や家庭生活に必要な知識・技能の習得援助などを総合的に行う施設として運用してきたが、時代のニーズに合わせた施設利用とするため、関係団体等との協議を重ね、用途変更について方針を固めた。令和9年度からは、女性に限らず広く生涯学習活動に利用可能な施設とする。
課 題 等	1 関係機関との連携や効果的な情報発信の方法について検討するとともに、研修機会の創出を図っていく必要がある。 2 関係機関との連携を図りつつ、一般事業主行動計画の策定促進に係る相談支援や研修機会の創出を図っていく必要がある。 3 「働く婦人の家」の用途変更について、令和8年度中に諸手続きを進めていく。

具体的取組	(2)職業における女性の活躍支援
取 組 内 容	1 キャリアアップやリカレント教育の推進を図るため、関係機関と連携した講座等を開催する。 2 中学校においてキャリア教育の推進を図るため、就業体験などを実施する。 3 女性等就業相談員による就業相談等を行い、女性の就業を支援する。
取 組 状 況 と 成 果	1 市民・事業所、市職員を対象にデジタル化の推進を図るためのセミナーを開催し、延べ201人が受講した。女性のキャリアアップやリカレントでは、岩手大学と連携して、「女性のキャリア形成支援リカレントプログラム」等を実施し、延べ49人が受講した。 2 中学1年生を対象に「キャリアチャレンジデイ」を実施し、12団体の企業等から多様な働き方や性別に関わらず活躍できる環境について学び、キャリア形成に理解を深めた。 3 通常の相談対応に加え、子育て支援拠点での出張相談を行うことで、83件の相談を受け、女性等への就業支援につなげた。

基本目標3

安心して働ける魅力ある職場環境づくり

課 題 等	1 女性の活躍推進には、事業者や男性の意識醸成を図る必要もあることから、理解促進に向けた取組やキャリア形成に係るセミナー等を継続的に行っていく必要がある。 2 より良い就業体験の機会を提供できるよう、在り方を検討していく必要がある。 3 引き続き、就業相談などに対応しながら、女性の就職支援に努める。
具体的取組	(3)職場でのワーク・ライフ・バランスの改善
取 組 内 容	1 関係機関と連携し、事業者に対する働き方改革や労働環境の整備等を働きかける。 2 上記1と連動しながら、ワーク・ライフ・バランスの改善に関する被雇用者向けの理解促進を図る。 3 「くるみん」など各種認定・表彰制度を周知し、事業者の取り組み拡大を図る。 4 職場におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進を図る。
取 組 状 況 と 成 果	1 市広報紙やホームページ、催事会場などにおいて働き方等について周知したほか、市内事業所を訪問し、県と共同で各種制度の周知・情報提供を県と共同で実施することで、ワーク・ライフ・バランスの理解促進に努めた。 2 各種啓発活動を行ったほか、「おおふなと市民ミーティング」等において、働き方や家庭生活との両立、家事分担などについて考える機会を提供し、参加者の意識醸成に努めた。 3 企業訪問等の機会を捉えながら周知に努めたほか、社会情勢の変化を踏まえ、認定等企業における市の入札参加資格に係る審査項目への追加・加点をを行った。 4 市役所における「書かない×ワンストップ」手続きの対象範囲を拡大することで、DXの推進を図り、市民の利便性向上につなげた。
課 題 等	1 関係機関と連携し、効果的な情報発信や研修機会の創出を検討していく必要がある。 2 被雇用者一人一人の理解促進を図るため、関心を引く周知方法の検討が必要である。 3 男女が共に働きやすい職場環境づくりを推進するため、引き続き各種制度等に係る周知等を行い、理解促進と認定取得企業の拡大に努めていく必要がある。 4 更なる利便性の向上のため、「書かない×ワンストップ」の対象範囲を拡大するとともに、研修機会を創出し、職場における意識改革とDXの推進を図っていく必要がある。

第5次大船渡市男女共同参画行動計画 令和7年度の取組状況【目標指標】

基本目標3

安心して働ける魅力ある職場環境づくり

No	指 標	実績値					目標値	達成率 (R7/R9)	達成率 区分	備 考
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 9			
1	「職場の仕様の内容や待遇で男女の差がない」と答えた勤労者の割合	54.5%	56.7%	60.3%	61.5%	56.4%	60.0%	94.0	a	市民意識調査
2	女性の活躍促進に資する講座や教室の開催回数 (第5次計画期間内の累計)	延べ36回 (第4次計画)	延べ30回 (第4次計画)	延べ31回	延べ67回	延べ104回	延べ200回	52.0	c	男女共同参画室 業務取得
3	「くるみん認定・えるぼし認定・いわて子育てにやさしい企業等認証・いわて女性活躍企業等認定制度」の認定・認証企業数(累計)	延べ 23事業者	延べ 25事業者	延べ 32事業者	延べ 41事業者	延べ 76事業者	延べ 30事業者	253.3	a	国・県公表値
4	「仕事と子育てが両立できる環境が整っている」と答えた市民の割合	29.4%	26.3%	27.5%	26.8%	24.0%	40.0%	60.0	c	市民意識調査
5	「育児休暇や介護休暇が取得しやすい」と答えた勤労者の割合	49.6%	50.8%	52.4%	59.9%	54.5%	60.0%	90.8	a	市民意識調査
6	市男性職員の育児休暇取得割合	25.0%	50.0%	90.0%	100.0%	100.0%	30.0%	333.3	a	総務課 業務取得
7	市職員の管理職に占める女性の割合	15.9%	13.3%	8.9%	15.9%	15.6%	20.0%	78.0	b	総務課 業務取得

具体的取組	(4)育児・介護と仕事を両立できる職場環境づくり
取 組 内 容	1 事業者における育児・介護休業制度の活用促進を図るため、関係機関と連携した働きかけを行う。 2 育児・介護休業制度に関する事業者への活用促進と運動しながら、被雇用者向けに情報提供を行う。
取 組 状 況 と 成 果	1 市ホームページにおいて関連法令の改正等に係る情報を発信したほか、岩手県等が実施する事業者向けセミナー等の開催について随時情報提供を行うことで、制度等の周知と活用促進を図った。 2 各種催事会場などで、啓発パネルや関連リーフレットを展示したほか、「おおふなと市民ミーティング」において、育児休業等取得の必要性に関する情報提供を行い、理解促進と周知を図った。
課 題 等	1 男女がともに育児や介護休業を取得しやすい職場環境づくりを促進するため、引き続き関係機関と連携しながら、制度の周知や活用について働きかけていく必要がある。 2 効果的な周知方法の検討や、より多くの人が目にする機会の創出を図る必要がある。

具体的取組	(5)女性活躍に向けた取組を市が率先して推進
取 組 内 容	1 市役所において、性別にとらわれない人事配置を推進し、管理職や監督職への女性職員の登用を図る。 2 男性市職員における育児参画の促進を図るための取組を推進する。 3 仕事と家庭生活・社会活動の両立にむけた相談体制の充実とワーク・ライフ・バランスの改善を図る。
取 組 状 況 と 成 果	1 女性の新任係長や女性職員を対象とした研修を実施したことで、管理監督職におけるマネジメント意識や組織運営に対する理解促進を図った。また、職務によるバイアスの排除に留意しつつ、職務内容と適性に基づく人員配置を行い、多様な職務経験機会の確保や能力を発揮しやすい職場環境づくりにつなげた。 2 男性職員に対し、育児等に係る各種休業制度等について個別に説明し、活用促進に取り組んだことにより、対象者全員が休業制度を利用している。 3 相談体制や各種休業制度等の情報をまとめた会計年度任用職員向けのハンドブックを作成したほか、時間外勤務の縮減への取り組みや、「大船渡市次世代育成支援・女性活躍推進特定事業主行動計画(計画期間：令和8年度～令和12年度)」を策定することで、ワーク・ライフ・バランスの推進と女性活躍等に向けた職場環境づくりにつなげた。
課 題 等	1 管理監督職に対する不安等を感じる職員もいることから、短期的な研修効果にとどまらないよう、多様な業務経験の付与と継続的な研修機会の確保を通じた能力形成や意欲向上を図っていく必要がある。 2 安心して仕事と家庭生活の両立ができるよう、制度活用や職場環境づくりに取り組む必要がある。 3 職場における相談体制の周知を図るとともに、特定事業主行動計画に基づく取組の推進と、ワーク・ライフ・バランスの重要性に関する職場全体の情報共有、取組の実効性の向上に努めていく必要がある。
総 評	・目標指標の市民意識調査による実績値のうち、勤労者が回答したNo.1とNo.5が概ね目標値に近づいていること、また、目標指標No.3の認定等企業数が令和7年度において倍近く増えていることから、市内事業者における取組が広がっている状況が伺える。 ・目標指標No.2の講座等の開催については、延べ回数が増え、参加者の意識醸成にもつながっていることから、講座等の内容を工夫しながら毎年開催する。 ・目標指標No.4は、調査対象者全員が回答している項目であることから、子育てに限らず、誰もが仕事と家庭生活の両立が図られるよう、引き続き職場環境づくりを推進していく。 ・目標指標のNo.5・6は、市が女性活躍や男性の育休等取得促進に積極的に取り組んでいることから成果が表れている。
進捗度評価	B

第 5 次大船渡市男女共同参画行動計画 目標指標一覧

目標指標の考え方

- ・第 5 次大船渡市男女共同参画行動計画（計画期間：令和 5 年度～令和 9 年度）は、令和 4 年度に策定しており、この際に設定した令和 9 年度目標値は、令和 3 年度までの実績値に基づき検討したものです。
- ・当該計画期間の令和 5 年度から令和 7 年度まで実績値は太枠内に記載しており、参考までに、令和 3 年度と令和 4 年度の実績値も記載しています。
- ・実績値が、令和 9 年度目標値を超えている指標がありますが、当該計画は 5 年間のものであることを勘案し、目標指標等の見直しは、社会情勢の変化や、国の制度改革等の大きな変更がある場合に限り行うものとします。

【基本目標 1 自分らしさが輝く地域社会の形成】

No.	指 標	令和 3 年度 【実績値】	令和 4 年度 【実績値】	令和 5 年度 【実績値】	令和 6 年度 【実績値】	令和 7 年度 【実績値】	令和 9 年度 目標値	備考
1	「性別による役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）はない」と答えた市民の割合	42.8%	41.3%	47.8%	47.5%	48.7%	50.0%	【総合計画指標】 市民意識調査
2	各種審議会などにおける女性委員登用率	35.0%	35.5%	34.0%	32.5%	32.0%	40.0%	【総合計画指標】 男女共同参画室 業務取得
3	（仮称）「男女共同市民会議」の参加者数（計画期間内の累計）	—	—	延べ37人	延べ94人	延べ117人	延べ100人	男女共同参画室 業務取得
4	男女共同参画サポーターの認定者数（累計）	37人	42人	46人	52人	56人	57人	男女共同参画室 業務取得
5	「LGBTなどの言葉の意味を知っている」と答えた市民の割合	—	51.0%	—	—	—	70.0%	男女共同参画室 市民アンケート調査 （5 年ごとの調査）

【基本目標 2 とともに支え合う家庭生活の実現】

No.	指 標	令和 3 年度 【実績値】	令和 4 年度 【実績値】	令和 5 年度 【実績値】	令和 6 年度 【実績値】	令和 7 年度 【実績値】	令和 9 年度 目標値	備考
1	「家庭内で男女が家事（炊事、掃除、洗濯、子育て、介護など）の分担をしている」と答えた市民の割合	40.8%	39.9%	41.6%	43.3%	44.0%	45.0%	市民意識調査
2	家事・育児・介護への男性の参画拡大に資する講座・教室の参加者数	延べ97人	延べ666人	延べ622人	延べ1,656人 (R6：延べ1,034人)	延べ2,155人 (R7：延べ499人)	延べ500人	男女共同参画室 業務取得
3	「保育サービスが充実している」と答えた市民の割合 （R7は「子育て支援サービスが充実している」として調査）	37.7%	35.2%	39.2%	36.0%	28.9%	45.0%	【総合計画指標】 市民意識調査
4	「DV被害などについて相談窓口があることを知っている」と答えた市民の割合	32.5%	28.5%	30.3%	35.5%	33.0%	70.0%	市民意識調査

【基本目標 3 安心して働ける魅力ある職場環境づくり】

No.	指 標	令和 3 年度 【実績値】	令和 4 年度 【実績値】	令和 5 年度 【実績値】	令和 6 年度 【実績値】	令和 7 年度 【実績値】	令和 9 年度 目標値	備考
1	「職場の仕事の内容や待遇で男女の差がない」と答えた勤労者の割合	54.5%	56.7%	60.3%	61.5%	56.4%	60.0%	市民意識調査
2	女性の活躍促進に資する講座や教室の開催回数（計画期間内の累計）	延べ36回	延べ30回	延べ31回	延べ67回	延べ104回	延べ200回	男女共同参画室 業務取得
3	「くるみん認定・えるぼし認定・いわて子育てにやさしい企業等認証・いわて女性活躍企業等認定制度」の認定・認証企業数（累計）	延べ23事業者	延べ25事業者	延べ32事業者	延べ41事業者	延べ76事業者	延べ30事業者	国・県公表値
4	「仕事と子育てが両立できる環境が整っている」と答えた市民の割合	29.4%	26.3%	27.5%	26.8%	24.0%	40.0%	市民意識調査
5	「育児休暇や介護休暇が取得しやすい」と答えた勤労者の割合	49.6%	50.8%	52.4%	59.9%	54.5%	60.0%	市民意識調査
6	市男性職員の育児休業取得割合	25.0%	50.0%	90.0%	100.0%	100.0%	30.0%	総務課 業務取得
7	市職員の管理職に占める女性の割合	15.9%	13.3%	8.9%	15.9%	15.6%	20.0%	総務課 業務取得

第5次大船渡市男女共同参画行動計画 令和7年度の実施状況

参考資料

基本目標1

自分らしさが輝く地域社会の形成

※今後の方向性〔4段階評価〕について

令和7年度の実施状況を踏まえ、事業主管課において、令和8年度以降の実施の方向性を「成果維持」、「拡充・拡大」、「縮小・減少」、「終了・廃止」で評価したもの。

具体的取組 (1) 地区と行政の協働のまちづくりと連動した女性や若者の意思決定過程及び実践活動への参画拡大

No.	事業 (取組) 名	内容	実施内容	令和7年度実績と成果	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
1	協働推進事業	地区・地域に残る性別による社会通念・慣習・しきたりの改善を図るため、地区運営組織の意思決定機関（総会など）に、女性や若年層を含む多様な住民の参画を促進する。	地区運営組織における参画促進	【実績】 ●地区運営組織の活動や話し合いの場などに、年代や性別の偏りがない多様な住民が参画することにより、地域の活性化を図られることから、活動の周知や参加要請の声掛けの方法などについて、助言や支援を行った。 【成果】 ●地区運営組織の活動において、女性や若者が主体となって活動している状況が見られる。 ●地区運営組織において、女性や若者の意見を積極的に取り入れ、参加促進を図る動きが見られる。	拡充・拡大	・地域において、性別による固定的な役割分担意識が依然としてあることから、性別や年代に関わらず多様な住民が地域活動に参画し、意見を交わせる場づくりなどの支援を継続して行っていく。	市民協働課	市 市内各地区
			地区計画の策定及び運営組織形成過程での参画促進	【実績】 ●各地区のコミュニティ活動や住民ワークショップなどにおいて、女性や若年層を含む多様な意見を反映する仕組みづくりの必要性について助言するとともに、その実現に向けた支援を行った。 【成果】 ●各地区運営組織において、女性や若年層を含む多様な住民がコミュニティ活動等へ参画することへの意見があることから、意識醸成が図られている。	拡充・拡大	・男性中心になりがちな地域活動において、担い手不足や参加者の減少などの諸課題がある。 ・課題解決に向けて、女性や若年層を含む多様な住民の意見が反映される仕組みづくりの支援や意識醸成を引き続き行っていく。		

No.	事業 (取組) 名	内容	実施内容	令和7年度実績と成果	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
2	地区・地域の 防災活動への 女性参画促進	東日本大震災の経験を生かし、地区・地域の防災活動に女性の意見を取り入れていくため、女性消防団員の増員に加え、防災会議や自主防災組織への女性の役員登用や、防災訓練などの実践活動への女性の参加を促す。	女性消防団員の増員	【実績】 ●防災フェアや防災訓練時に、一般市民へ救命講習を実施した。 ●北上市消防団女性消防隊への研修視察を実施した。 ●令和8年2月に東京都で開催された第25回消防団幹部候補中央特別研修に女性消防団員1名が参加した。 【成果】 ●各行事を通して、女性消防団員の実践活動への積極的な参加と一般市民へPRすることができた。 ●研修視察を通じ、活動状況の意見交換を行い、活動の取り込みの幅を広げることができた。 ●研修へ参加したことで消防団員に必要な知識と能力を習得し、人材の育成が図られた。	成果維持	・総務省消防庁では、消防団員に占める女性消防団員の割合目標を当面5%と掲げている。令和8年4月1日現在、当市の女性消防団員は9人で1.4%にとどまっていることから、消防団事業基本指針において、女性消防団員の確保を特別強化事案として位置づけ、令和8年度中に割合3%の達成を目指す。 ・女性消防団員の活動の場を広げるため、令和8年9月に開催予定の全国女性消防団員活性化北海道大会へ2名参加する。	危機防災対策課 消防署	市 消防団 防災組織
			防災組織などへの女性の役員登用	【実績】 ●令和7年度第1回大船渡市消防委員会に女性消防委員2人が出席した。 【成果】 ●機能別消防団員制度及び休団制度について、さまざまな立場の意見を踏まえ多角的な視点から審議を図り、消防団員の大幅な増加につながった。 【実績】 ●地域防災計画の修正を行う防災会議において、女性委員登用率は11.9%となっている。 <委員数：42人(うち女性委員5人)> 【成果】 ●現委員の任期は令和6年度から令和7年度までの2年間のため、女性参画の動きは見られていない。	拡充・拡大	・委員の選定時において、消防団経験者に関わらず、女性委員の推薦を要望し、継続して女性委員の登用率増加を図るよう働きかける。		
			自主防災実践活動への女性の参加	【実績】 ●市内全自主防災組織を対象とした研修会を実施し、大規模林野火災での初動対応や共助の重要性に係る説明のほか、各地域独自で企画する訓練の参考としてもらうため、市内各自主防災組織で取り組んでいる訓練等を紹介した。 <参加者数：50人(うち女性2人)> 【成果】 ●自主防災実践活動への女性の参加は少ないものの、地域の代表として女性参画の動きが見られる。	成果維持	・防災における女性の視点の重要性は増しており、委員選定時において、女性委員の推薦を依頼するなど、女性の参画を働きかける。		
					拡充・拡大	・地域防災力の向上を図るには、自主防災組織等への女性参画の促進を始め、研修会などによる防災・減災に関する意識醸成の取組が必要である。		

No.	事業 (取組) 名	内容	実施内容	令和7年度実績と成果	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
3	審議会・委員会における女性委員の登用推進	市政に女性の視点からの意見を反映させるとともに、意思決定過程への女性参画を推進するため、各種審議会・委員会に女性登用を図る。	審議会などへの女性の登用	【実績】 ●令和8年4月1日現在、各種審議会等委員の女性委員登用率は32%で、前年同時期より0.5ポイント減少した。 ＜委員等数：延べ687人(うち女性は延べ220人)＞ 【成果】 ●近年、女性委員の登用率が減少傾向にあることから、登用率調査に併せて女性委員の積極的な登用を意識付けていたところ、一部の審議会等においては登用率の増加や目標値40%を達成できた。	拡充・拡大	・近年、市内において、女性団体などの解散が増えている状況にあり、それに伴い、委員の推薦依頼先の選定に苦慮している状況もある。 ・計画の目標値を40%としていることから、委員選定においては、引き続き、女性を登用するよう働きかけつつ、女性が参画しやすい環境整備について、検討する。	男女共同参画室	市審議会・委員会
4	地区・地域コミュニティにおけるインターネット（SNSなど）を活用した情報交換の推進	性別や世代、障がいの有無はもとより、時間や場所にとらわれず、多様な市民が身近な地区・地域コミュニティにおいて情報交換・共有を行うためのツールとして、SNSを始めとするインターネットの活用を促進するほか、そのためのスキルアップの機会を確保する。	市民IT講座の開催などによるスキルアップ	【実績】 ●初級者向けスマホ講座を1会場2回実施した。 ＜参加者数：延べ23人＞ 【成果】 ●受講者のスマートフォン操作への不安が軽減され、インターネットや各種アプリケーションに対する理解が深まるなど、デジタル格差解消に一定の効果があつた。	成果維持	・受講者アンケートでは、さらなる学習機会の提供を望む声が多く寄せられたことから、継続実施を検討する。	中央公民館デジタル戦略課	市内各地区・地域
			SNSなどの情報伝達ツールの活用拡大	【実績】 ●広聴広報推進リーダー等を対象に、SNSを活用した情報発信の現状や課題に関する研修会を開催した。 ＜参加者数：43人＞ ●持続可能なまちづくりとシティプロモーションの推進を図るため、「大船渡ブランド×デジタルマーケティング戦略」を策定した。 ●公式インスタを開設した。(R8.1.1施行) 【成果】 ●SNS発信に関する知識が深まるとともに、課題解決に向けた意見交換ができた。 ●「大船渡ブランド」と「ターゲット」が明確化されたことにより、効果的に事業に取り組むことができる。	拡充・拡大	・「映える」写真の撮影方法など実践的な研修を実施する。 ・マーケティング効果が高いイベントにブースを出展し、(仮称)おおふなと魅力発信隊の若手職員を中心として、シティプロモーションを行う。		
				【実績】 ●各種講座の周知及び実施状況等について、SNS（LINE、X等）を活用し、周知を図った。 【成果】 ●LINEのセグメント配信を活用するなど、効果的に周知することができた。	成果維持	・引き続きSNSを活用した情報提供を行う。 ・令和6年度からLINE、X等を活用し、講座等イベントの周知及び実施状況を随時発信することができた。今後もSNSを活用した情報提供を行うとともに、より多くの市民に見てもらえるよう会議、講座等での周知を働きかけていきたい。		

No.	事業 (取組) 名	内容	実施内容	令和7年度実績と成果	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
5	市民活動支援 事業	地域課題の解決や地域の活性化に向けて、各種団体が自主的に取り組むまちづくり活動、特に「ジェンダー平等」などSDGsの推進を始め、時代の変化に即した活動を誘発するため、重点支援対象を明確にするなどしながら、補助金の交付を通じて支援する。	市民活動の活性化	【実績】 ●市民活動支援事業補助金の募集にあたり、「ジェンダー平等の実現」に関する事業を重点支援することとしたが、対象となる事業の応募はなかった。 【成果】 ●本補助事業は、すべて地域の活性化や課題解決につながる事業であり、また、団体構成員や事業対象者などにおいても性別などの偏りがなく、各事業において活動の活性化を図ることができた。	拡充・拡大	・市民などの自主的な活動の誘発に向け、事業の具体例を含め、当該補助金の周知を行っていく。 ・市民活動団体において、補助金に頼らない事業運営となるよう、自走化を促しながら、活動の継続について支援等を検討する。	市民協働課	市 NPO法人 市民活動団体

具体的取組 (2) (仮称)「男女共同市民会議」の開催と男女共同参画サポーターの養成

No.	事業 (取組) 名	内容	実施内容	令和7年度実績と成果	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
1	(仮称)「男女共同市民会議」の開催	(仮称)「男女共同市民会議」を開催し、参加者自らが男女共同参画に係る活動を実践する気運を醸成し、新たな取組を誘発する。	会議の開催	【実績】 ●昨年度に引き続き「おおふなと市民ミーティング～Make a Happy OFUNATO!～」(全2回)を実施した。 ・対象：子育て中の夫婦など ・内容：家事育児などの役割分担や生活の工夫などについて意見交換やワークを実施 ・託児：大船渡市社会福祉協議会と連携して実施 ＜参加者数：延べ23人(託児数：延べ27人)＞ 【成果】 ●対象者の属性に合わせて、託児サービスを提供することで、参加しやすい環境整備が図られた。 ●夫婦で参加することに消極的な参加者もいたが、意見交換やワークを行う中で、すべての参加者から、役割分担することの必要性や今後の家庭内での取り組みなどについて、肯定的・前向きな意見を得ることができた。	拡充・拡大	・開催目的や内容に応じた、対象者や開催時期の設定、周知期間を考慮しながら、検討を行う。 ・参加者の意識醸成と実践的取組への行動変容を促すため、話し合いテーマや手法などについて、引き続き工夫する。 ・参加者からは「夫／妻それぞれの考えを共有できた」、「お互いに頑張っていることに気づいた」、「託児により落ち着いて話すことができてよかった」など、好評を得ることができた。	男女共同参画室	市 男女共同参画サポーター NPO法人 関係団体 市民など
			意見・提言の具体化を会議参加者と共に検討	【実績】 ●家事育児などにおける夫婦の役割分担とワーク・ライフ・バランスなどについて学ぶ機会とし、また、参加者同士の話し合いを通じて、男女共同参画に関する意識醸成と、参加者が自ら取組を実践する機運を高めた。 ●家庭内における男女共同参画の取組を通じて、参加者の職場や地域社会における取組への波及を目指した。 (実施内容は上段の実績のとおり) 【成果】 ●家事育児の役割分担を、夫婦や参加者同士で相談しながらスケジュール化し、タスクの見える化を図ることで、女性に偏りがちな家庭内労働の公平化を図った。 ●男女共同参画の取組を学んだ上で、ワークを行うことにより、参加者の実践的な取組への意識づけを行うことができた。	拡充・拡大	・参加者から出された男女共同参画の取組に係る様々な意見について、参加者のみならず、市ホームページなどを通じて広く共有を図ることで、個人や企業などにおける自主的かつ実践的な取組につなげていく。 ・共有や周知方法については検討しながら実施する。		
			多様な主体による新たな取組の開始	【実績】 ●実施内容が、家庭内における行動変容を促すものであることから、参加者における新たな取組の把握できないが、市民ミーティングの中で、今後の取組目標を参加者それぞれから伺うことができた。 【成果】 ●参加者それぞれの目標において、家庭内バランスを意識した生活の見直しや工夫に関する前向きな意見を伺うことができた。	拡充・拡大	・実施内容や対象者によっては、新たな取組の開始状況について、把握することが困難である。 ・男女共同参画の推進に向けた新たな活動の実践を効果的に波及していくため、対象者や話し合いのテーマなどの見直しや工夫を検討しながら実施する。		

No.	事業 (取組) 名	内容	実施内容	令和7年度実績と成果	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
2	男女共同参画 サポーター養成事業	岩手県が実施する男女共同参画サポーター養成講座について、女性はもとより、男性や若年層の受講も強く促しながら、サポーター認定者の増加を図る。	男性や若年層の参加促進	【実績】 ●今年度のサポーター認定者数等 <認定者数：4人(うち男性2人、30代以下の若年層2人)> 【成果】 ●市内の認定者数が56人となり、目標指標に掲げた目標値に近づくことができた。 ●男女共同参画の推進には男性の視点や理解などが必要であり、男性の認定者が増えたことは成果となる。	拡充・拡大	・講座開催について、関係団体への案内や、市広報紙・SNSなどを活用した周知により、認定者の増加につなげることができたが、関係団体等における認定者が多かったことから、一般市民からの受講者数を増やすことが課題である。 ・一般市民などの受講者も増えるよう、周知方法などについて工夫が必要である。	男女共同参画室	県市 男女共同参画サポーター市民
			サポーター養成講座の受講支援	【実績】 ●今年度のサポーター養成講座(全6講座)はすべてオンライン配信で開催されたため、デジタル・デバイドに係るオンライン受講の支援を実施した。 <支援希望者数：0人(相談は1件あり)> 【成果】 ●支援実績はなかったが、支援内容を周知することにより、市民が受講できる環境の整備を図ることができた。	拡充・拡大	・講座の開催方法に関わらず、市民が受講できる環境の整備が必要である。 ・参集型やオンライン配信型など、開催方法に合わせた受講支援策を引き続き検討する。		
			サポーターの活動周知	【実績】 ●サポーター認定者で構成する「いわて男女共同参画サポーターの会 気仙ブロック」の活動について、市広報紙への記事掲載や、関連催事の会場などでのポスター掲示により周知を図った。 ●当該サポーターの会が実施する啓発活動に対し、配布物品の調達などを支援し、活動の促進を図った。 【成果】 ●活動の周知や支援を行うことにより、サポーター認定者が自主的に取り組む意識の醸成や活動の促進を図ることができた。	拡充・拡大	・サポーター認定者の活躍する場の拡大に向け、関連催事の案内や関係機関などとの連携を図る。 ・サポーター認定者のスキルアップやリカレント教育に資する学習機会の提供を行い、引き続き活動を支援する。		

具体的取組 (3) 多様な性の在り方に対する理解促進

No.	事業 (取組) 名	内容	実施内容	令和7年度実績と成果	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
1	性的少数者に対する理解促進	性的少数者や、その関係者が適切な相談や支援を受けられるよう、人権擁護委員による人権相談など国や県が設置する専用窓口を積極的に周知する。	人権相談の開催	【実績】 ●人権相談を隔月（奇数月）で開催した。 ●人権週間（12/4～12/10）に合わせ、12月5日に「特設人権相談所」を開催した。 【成果】 ●人権相談の実施により、性的少数者やその関係者に対する相談機会が提供された。	成果維持	・性的少数者やその関係者が適切な相談や支援を受けられるよう、引き続き相談機会を提供する。	市民環境課 男女共同参画室	国 県 市 人権擁護委員
			広報紙などを利用した周知	【実績】 ●人権擁護委員を市広報紙で紹介した。 ●人権相談の日程や特設人権相談所の開設等の情報を市広報紙や市ホームページに掲載した。 ●市広報紙の「いきいき通信」において、性の多様性などに関する記事を掲載し理解促進を図った。 【成果】 ●人権擁護委員の存在や専門的な相談窓口について周知が図られた。 ●性の多様性について周知することにより、性的少数者への理解促進を図ることができた。	成果維持	・市広報紙の紙面が限られていることから、周知方法の主軸を市ホームページやSNSに移行するとともに、掲載内容の充実を図る。		
			男女共同参画パネル展などの開催	【実績】 ●各種催事において啓発パネルの展示や関連リーフレットなどを配置し、理解促進や相談窓口などの周知を図った。 ●11月に市立図書館で開催した「男女共同参画関連図書展」において、関連図書を展示し意識啓発を図った。 【成果】 ●機会を捉えながら、啓発パネルなどを展示することにより、市民への意識付けや理解促進を図ることができた。	拡充・拡大	・性的少数者の人が生きやすい社会とするためには、市民や地域、企業などの理解が必要である。 ・市民の目に触れる機会を積極的に設けつつ、関心を引く工夫や方法について検討しながら、引き続き啓発と周知に努める。		

No.	事業 (取組) 名	内容	実施内容	令和7年度実績と成果	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
2	パートナーシップ制度の導入に係る検討	性的少数者に対する市民の理解促進を図りつつ、先進事例などを参考としたパートナーシップ制度の導入などに係る検討を行う。	市民の理解促進	【実績】 ●パートナーシップ制度や多様な性などについて、市広報紙の「いきいき通信」への記事掲載や、各種催事において啓発パネルを展示するなどにより、広く周知を図った。 ●当該制度への関心を高めるため、11月に市立図書館で開催した「男女共同参画関連図書展」において、関連図書やリーフレット等を展示した。 【成果】 ●制度などについて、多くの人の目につく機会を創出することで、意識付けや理解促進を図ることができた。	拡充・拡大	・引き続き制度の周知に努めるとともに、制度利用者が本制度を安心して利用できるよう、関係各所への理解促進と周知を図る。	男女共同参画室	市 関係機関
			先進事例の情報収集・研究	【実績】 ●令和6年度に制度を導入済み。	終了・廃止	・制度を導入したことにより、導入に向けた情報収集などの取組は終了したが、引き続き、制度利用者の住所異動に伴う自治体間連携について、県と連携しつつ見直しなどに随時対応していく。 ・制度利用者に対する行政サービスの拡充・拡大について、他自治体の事例を参考にしながら随時見直しを図る。		
			制度内容や導入時期の具体的検討など	【実績】 ●令和6年度に制度を導入済み。	終了・廃止	・令和6年度に制度を導入したことにより、本取組は終了したが、今後は、他自治体との連携や社会状況の変化などに応じた制度の構築について、随時見直しを行う。		
3	幼児・児童・生徒の性に対する理解促進と男女平等教育の充実	保育・教育を行う中で、教育目標に基づく男女平等の概念や、学習指導要領に基づく性に関する正しい知識について、子どもの発達段階に応じた分かりやすい指導方法を検討しながら指導に当たる。	発達段階に応じた指導	【実績】 ●性別にとらわれない役割分担や呼称に配慮するなど、男女平等の視点において、適切な保育環境を提供した。 【成果】 ●子ども同士が互いを尊重し合い、性別に関係なく主体的に活動に参加する姿が見受けられた。	成果維持	・引き続き、一人ひとりの良さや個性を伸ばす保育を大切にしつつ、自然な形で男女共同意識を育んでいく。	こども家庭センター 学校教育課	市 幼稚園 保育園 こども園 小中学校
				【実績】 ●全ての小中学校において男女混合名簿を作成し、使用した。 【成果】 ●学校生活全般において、児童生徒の発達段階を考慮し、個性を認め合いながら、相互に尊重する男女平等の概念の啓発を図った。	成果維持	・国の学習指導要領などに基づき、必要に応じて、適時適切な教育を実施する。 ・発達段階に応じた人権教育を実施する。		
4	学校保健事業	早期から性の多様性や、男女の違いなどへの理解を深めるため、小中学校において、保健所などの関係機関と連携しながら、思春期保健出前講座などの講座を開催する。	関係機関と連携した講座の開催	【実績】 ●小学校3校、中学校3校において、保健所と連携して思春期出前講座を行った。 <受講者数：497人> 【成果】 ●命の大切さや性の多様性、男女の違い（若年妊娠の危険性等）を学び、理解を深めた。	成果維持	・関係機関と連携して、引き続き学習指導要領に基づいた適切な指導を実施する必要がある。	学校教育課	市 関係機関 小中学校

第 5 次大船渡市男女共同参画行動計画 令和 7 年度の取組状況

基本目標 2	ともに支え合う家庭生活の実現
--------	----------------

※今後の方向性〔４段階評価〕について

令和 7 年度の取組状況を踏まえ、事業主管課において、令和 8 年度以降の取組の方向性を「成果維持」、「拡充・拡大」、「縮小・減少」、「終了・廃止」で評価したもの。

具体的取組 (1)家事・育児・介護への男性の参画拡大と家庭生活でのワーク・ライフ・バランスの改善

No.	事業 (取組) 名	内容	実施内容	令和 7 年度実績と成果	今後の方向性 (４段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
1	パパママ教室 開催事業	これから子育てを行う若い世代に、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を身に付けてもらうとともに、男女共同参画の視点に基づき、男性の家事や育児への参画による分担・協力を促進する。	パパママ教室の開催	【実績】 ●パパママ教室を 12 回開催した ＜参加者数：58 組 118 人＞ 【成果】 ●参加者から、産後の生活のイメージが持てた、妊娠中・産後のサポート方法がわかった、夫婦で協力することの大切さを感じた等の声が多く聞かれており、男性の家事、育児に協力しようという意識の向上につながった。	成果維持	・父の育児参加は、母の育児負担感を解消させるなど、安定した子育てと子どもの健やかな成長につながることから、引き続き内容の充実を図りながら実施する。	こども家庭センター	市
2	父子(おやこ)の料理教室開催事業	父子の料理教室を通じて父親の家事参画への抵抗感の軽減と、子どもへの「家事は性別にかかわらず誰もが行うもの」との意識を醸成するとともに、より多くの参加者が得られるよう開催時期や内容の最適化を図る。	料理教室の開催	【実績】 ●お父さんも♪おじいちゃんも♪キッズクッキングを 12 月に 1 回開催した。実施内容(おせち料理、絵本の読み聞かせ、クイズ等) ＜参加者数：親子 6 組 15 人＞ 【成果】 ●親子で協力して調理や学びに取り組むことで、食への関心や理解が深まるとともに、家庭内でのコミュニケーションの促進や世代間交流の機会づくりにつながった。	成果維持	・令和 6 年度以降、参加者数の伸び悩みが課題となっている。男性の家事や育児への参加が増加傾向であることから、対象を広げ、父母、祖父母等どなたでも子供と一緒に料理ができる機会を図る。	健康推進課	市 関係団体
3	パートナーと介護予防講座開催事業	介護の疑似体験や介護予防に関する知識を習得する講座を開催するに当たり、参加対象者を夫婦や親子に限定せず、親戚や友人などとの参加にも拡大するなどしながら、介護に携わることの価値観を高める。	介護予防教室の開催	【実績】 ●「65 歳からの充実ライフ講座」を開催。姿勢調整、生きがいの見つけ方等の健康づくりに関する内容と、お墓の話や整理収納等生活に関する内容など全 5 回開催した。 ＜参加者数：延べ 43 人＞ 【成果】 ●参加者は男性 13 人、女性 30 人であり、参加者の介護に携わることへの価値観を広げることにつながった。	拡充・拡大	・より多くの参加者が得られるよう、対象者や内容を変えて講座を開催することにより、介護予防を図りつつ、男性の介護への参画を促進する。	地域包括ケア推進室	市
4	家庭教育学級開催事業	保護者が、子どもへの接し方など、家庭教育上の共通の問題を学習する家庭教育学級の開催により、学校との連携の下、家庭内での家事や育児の分担や男性の参画拡大に資する意識醸成を図る。	家庭教育学級の開催	【実績】 ●4 園(日頃市保育園、末崎こども園、大船渡保育園、明和保育園)で実施した。 ＜参加者数：保護者 121 人、園児 80 人、教職員 35 人 計 236 人＞ 【成果】 ●子どもとの関わり方や子育てに関する理解が深まり、家庭・園が連携して子どもの健やかな成長を支える意識の醸成につながった。	縮小・減少	・事業内容の整理を行い、令和 7 年度から対象を見直した(小中学校を除く)。 ・今後も関係機関等と連携を図りながら、社会情勢や幼年期の子育てを取り巻く環境の変化を踏まえた講座を企画・実施し、家庭教育支援のより一層の充実に努めていく。	中央公民館	市 小中学校 こども園など

具体的取組 (2) 利用しやすい保育・介護サービスを目指した環境整備

No.	事業 (取組) 名	内容	実施内容	令和7年度実績と成果	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
1	ICTを活用した保育サービスの利用手続などの簡素化	保育サービスの一部手続に、マイナンバーカードを利用したオンライン申請が可能であることを周知するとともに、将来的なオンライン対応サービスの拡大に向けて、国の対応状況や利用者のニーズなどを把握しながら検討を行う。	オンライン申請の周知	【実績】 ●次年度の保育所等利用申込手続開始の際、チラシおよび「つばきっず」を通じて、マイナポータル（びったりサービス）を使用したオンライン申請が可能である旨の周知を行った。 ＜オンライン申請数49件＞ 【成果】 ●利用申込書への手書き記入、窓口への持参に係る保護者の時間が削減された。	拡充・拡大	・「つばきっず」などを通じて、オンラインでの手続きが可能である旨、引き続き周知に努めていく。	こども家庭センター	市
			国の動向・市民ニーズの把握	【実績】 ●マイナポータルを利用したオンライン手続きの充実などについて、国の動向把握に努めた。 【成果】 ●オンラインによる保育サービス利用手続きの充実について、国側の大きな動きはなかった。	成果維持	・オンライン手続きであっても、利用申込手続時には「保育の必要性を証明する書類」が必要であることから、オンライン手続きの推進には、マイナポータルの更なる充実（簡素化）が望まれる。		
			オンライン対応の拡大検討	【実績】 ●マイナポータルを利用したオンライン手続きの充実などについて、国の動向把握に努めた。 【成果】 ●オンラインによる保育サービス利用手続きの充実について、国側の大きな動きはなかった。	拡充・拡大	・対面確認を要する手続きを除き、基本的な手続きはオンラインで実施できるよう、国の動向を注視しながら改善を検討していく。		
2	保育サービスの利用に係る相談支援	多様な利用者の状況に応じたサービスの組合せに係る相談や、サービス利用に向けた関係機関との連絡調整などを行い、利用者の利便性の向上を図る。	保育サービスの利用相談	【実績】 ●保育サービス利用申込に係る相談の都度、各世帯の状況に応じた支援を紹介する等の対応を行った。 【成果】 ●各種手当や母子保健、女性相談等の支援につなげることができた。	成果維持	・引続き、各こども園などの子育て支援に係る関係団体と連携しながら、利用者個々の状況に応じた必要な支援を行う。	こども家庭センター	市
3	子育てに関する提供情報の拡充	子育て支援専用のポータルサイト「つばきっず」を通じて、子育て支援に関する最新情報などを適切に発信するとともに、マイナンバーカードを利用した申請手続サイトや子育てアプリなどの関連するオンラインサービスと、子育て支援専用ポータルサイトをリンクするなど、利便性の向上を図る。	ポータルサイトによる情報提供	【実績】 ●「つばきっず」の掲載内容について、常に最新の情報提供を心掛け、随時更新を行った。 【成果】 ●子育て支援団体のイベント情報を広く周知できた。	拡充・拡大	・「つばきっず」を活用して、対象世帯への分かりやすい情報発信に引続き工夫するとともに、こども園などの利用申込手続など、オンライン手続きが可能なサービスについて周知を図る。	こども家庭センター	市
			関係アプリなどへのリンク	【実績】 ●つばきっずに登録済みの子育て支援団体や、市内の医療機関、国県の子育て支援サイト等とリンクし、利用者の利便性向上を図った。 【成果】 ●関連する団体や組織の情報を広く周知できた。	拡充・拡大	同上		

No.	事業 (取組) 名	内容	実施内容	令和7年度実績と成果	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
4	子育て支援機 関(機能)の 拡充	「子育て世代包括支援セ ンター」との連携の下、 「子ども家庭総合支援拠 点」の運営を子ども課が 行う。(予定) その後、「子育て世代 包括支援センター」と 「子ども家庭総合支援拠 点」の機能を統合した 「こども家庭センター」 への移行について検討す る。	子育て世代包括 支援センターの 運営	【実績】 ●令和6年4月にこども家庭センターを設置したことにより事業終 了。	終了・廃止	・令和6年4月のこども家庭 センター設置により、子育て 世代包括支援センターを廃止 とした。	こども家庭 センター	市
			子ども家庭総合 支援拠点の運営 (予定)	●同上	終了・廃止	・同上		
			こども家庭セン ターへの 移行検討(実施)	【実績】 ●令和6年4月に組織化、同年7月に、市内商業施設内にこども家庭 センターを開設したことにより、事業終了。	終了・廃止	・令和6年7月に、市内商業 施設内にこども家庭センター を開設したことにより、移行 検討に係る取り組みを終了し た。		
5	I C Tを活用 した介護サー ビスの利用手 続などの簡素 化	要介護認定などの一部手 続に、マイナンバーカ ードを利用したオンライン 申請が可能であることを 周知するとともに、将来 的なオンライン対応サー ビスの拡大に向けて、国 の対応状況などを踏まえ ながら検討を行う。	オンライン申請 の周知	【実績】 ●市ホームページ等において、継続してマイナポータル（ぴったり サービス）を使用したオンライン手続きについて、周知を図った。 【成果】 ●周知はしているが、高齢者にとっての手続き簡素化につながらない ためか、利用実績はなかった。	成果維持	・引き続き、オンラインによ る手続きが可能である旨、複 数の広報媒体を活用しながら 周知するとともに、介護申請 を検討する来庁者にも案内す る。	長寿社会課	市
			国の対応状況を 踏まえたオンラ イン対応の拡大 検討	【実績】 ●マイナポータル（ぴったりサービス）は国が運営しているものであ り、令和7年度は拡大の動きがなかったことから、サービスの周知の みを行った。 【成果】 ●国に拡大の動きがなかったことから周知のみを行った。周知はして いるが、利用実績にはつながらなかった。	拡充・拡大	・国の動向を注視しながら、 拡充・拡大の検討を図る。		

具体的取組 (3) DVや生活困窮などの課題を抱える対象者への支援と相談窓口などの周知強化

No.	事業 (取組) 名	内容	実施内容	令和7年度実績と成果	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
1	相談窓口の連携強化	・ 婦人相談・家庭児童相談 DVや離婚、生理の貧困などの生活困窮、性暴力などについて相談支援を行う。	婦人相談・家庭児童相談の実施	【実績】 ●女性相談支援員1名及び子ども家庭支援員2名を配置し、DVや離婚問題、子育てに関する悩みなどに関する相談体制を整備するとともに、教育機関を含む関係機関と連携を図り、各種相談に係る情報提供や助言等を行った。 <女性相談等対応件数：142件> <家庭児童相談等対応件数：80件> 【成果】 ●相談支援を通じて、必要な支援サービスにつなげることができるなど、相談者の不安や悩みの軽減等に寄与した。	成果維持	・ 引き続き、一体的相談支援体制の充実とともに、これまで以上に気軽に相談できるような雰囲気づくりに努める。	こども家庭センター 市民環境課 地域福祉課 学校教育課 男女共同参画室	国 県 市 社会福祉協議会 関係機関など
			女性の活躍推進に資する国の制度や交付金を活用した生理の貧困などへの対応	【実績】 ●国の地域女性活躍推進交付金制度について、適時関係各所へ周知し、活用の検討を促した。 ●生理の貧困への対応として、岩手県と連携し、女性へのアプローチがしやすい窓口において、生理用品の配布と併せ相談窓口の周知を図った。 ●各種イベント会場において、DVなどに関する啓発パネルを展示したほか、啓発活動を行う市民活動団体に対し、啓発物品などを提供することにより活動を支援した。 ●市広報紙において、各種相談窓口や暴力防止などに関する記事を掲載し、周知を図った。 【成果】 ●関係団体等と連携し、相談支援に係る周知活動を毎年継続して実施していることにより、相談窓口についての周知が図られている。	拡充・拡大	・ 非常時に表面化する女性の貧困問題や女性特有のニーズに対する配慮などへの対応について、引き続き関係機関との連携を図りながら、支援策などを検討する。 ・ 女性に限らず、困難を抱える人が相談窓支援を受けられるよう、関係機関と連携して周知を図る。		
		・ 人権相談 性的少数者などの人権について、人権擁護委員が相談支援を行う。	人権相談の実施	【実績】 ●人権相談を隔月（奇数月）で開催した。 ●人権週間（12／4～12／10）に合わせ、12月5日に「特設人権相談所」を開催した。 【成果】 ●人権相談の実施により、性的少数者やその関係者に対する相談機会が提供された。	成果維持	・ 性的少数者やその関係者が適切な相談や支援を受けられるよう、引き続き相談機会を提供する。		
		・ 生活困窮者の自立相談複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労支援や家計収支の見直しなどについて相談支援を行う	生活困窮者自立相談の実施	【実績】 ●生活困窮者が、困窮状態から早期に自立できるよう、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援、家計改善、アウトリーチ等の支援を実施し、要保護状態の場合には生活保護へつないだ。 <新規相談者数：116人> 【成果】 ●生活困窮者就労支援事業により8人の就労を達成し困窮状態から脱却することができた。	拡充・拡大	・ 引き続き、生活困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行う。 ・ ライフラインの停止等に陥る前に困窮状況を把握するようアウトリーチ支援を強化する。		

		・児童・生徒の相談 専門の相談員やスクールソーシャルワーカーが、暴力や生理の貧困などの早期発見、心のケア、家庭環境への働きかけなどについて相談支援を行う。	児童・生徒の相談の実施	【実績】 ●専門の相談員やスクールソーシャルワーカーが、不登校やいじめ、家庭内暴力、ヤングケアラー等、多様化・複雑化する児童生徒の課題に対し、個別の面談や家庭訪問を行った。 【成果】 ●児童生徒や保護者の個々の事情に応じた支援を行うことで、深刻な事態の未然防止と家庭環境の健全化を推進し、また、児童生徒が、安心して学校生活を送れる環境の確保につなげた。 ●巡回による情報共有を進めたことで、複雑な課題に対しても、学校と連携しながら柔軟に対応することが可能となった。	成果維持	・今後も一定数の相談員やスクールソーシャルワーカーを確保しながら、適切な支援活動を行う。		
		・相談窓口の連携 複合課題などに対し、要保護児童対策地域協議会などで情報連携を図りつつ、個別の支援調整会議などを開催するほか、必要に応じて、国・県と連携しながら相談支援を行う。	支援調整会議などによる相談窓口間の連携	【実績】 ●要保護児童対策地域協議会として、児童相談所や医療機関、警察、教育・保育施設などの関係機関と連携を図りながら支援が必要なケースの対応にあたったほか、代表者会議、実務者会議等の各種会議や研修会を開催し、支援体制の強化に努めた。 【成果】 ●関係機関と連携した対応により、問題の早期発見・早期対応につながった。	成果維持	・引き続き、関係機関との情報共有を図り、保護が必要な児童への迅速・適切な対応に努める。		
			国や県、関係機関との連携	【実績】 ●緊急時に児童相談所への通告・送致を行うなど、迅速に対応した。 ●関係機関等への相談やケース会議を通じて情報共有を図り、必要な支援に係る調整などを行った。 【成果】 ●関係機関と連携した対応により、問題の早期発見・早期対応につながった。	成果維持	・引き続き、専門性を有する機関への連絡及び支援要請を迅速に行う。		

第5次大船渡市男女共同参画行動計画 令和7年度の取組状況

基本目標3	安心して働ける魅力ある職場環境づくり
-------	--------------------

※今後の方向性〔4段階評価〕について

令和7年度の取組状況を踏まえ、事業主管課において、令和8年度以降の取組の方向性を「成果維持」、「拡充・拡大」、「縮小・減少」、「終了・廃止」で評価したもの。

具体的取組 (1) 性別による仕事の内容や待遇の格差の解消

No.	事業 (取組) 名	内容	実施内容	令和7年度実績と成果	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
1	男女雇用機会均等法などの遵守徹底	国、県、商工会議所などの関係機関と連携し、男女雇用機会均等法を始めとする労働関連法令に係る研修会の開催などにより、法定義務の内容などを分かりやすく周知するとともに、関連法令の遵守と適切な運用を促す。	ホームページなどでの情報提供や研修会などの開催	【実績】 ●市広報紙の「いきいき通信」にて関連記事の掲載や男女共同参画関連図書展にてリーフレットなどを展示し、周知を図った。 ＜図書展開催中、来館者数：4,714人＞ 【成果】 ●周知方法を変えて情報発信することにより、多くの人の目につく機会を創出することができた。	成果維持	・関係機関との連携や、効果的で多様な情報発信を行うとともに、研修機会等の創出を図る。 ・法改正などの情報を把握し、適時情報提供を行う。	男女共同参画室 商工企業課	国 県 市 商工会議所 事業者など
			労働関連法令に係る運用相談の対応	【実績】 ●令和7年度においては相談等の対応事例なし。 ●ホームページ等において、相談窓口に関する記事を掲載し、周知を図った。 【成果】 ●多くの人の目につく機会を創出することができた。	成果維持	・相談窓口の周知や関係機関等と連携を図りつつ、適時相談対応を行う。		
2	一般事業主行動計画の策定促進	国、県、商工会議所などの関係機関と連携し、一般事業主行動計画に係る研修会の開催などにより、策定が法定義務であることを周知するとともに、当該計画に基づいた女性の活躍に関する状況の公表を促す。	ホームページなどでの情報提供や研修会などの開催	【実績】 ●市ホームページにおいて、労働関連法令の法改正を中心とした周知を行った。 【成果】 ●多くの人の目につく機会を創出することができた。	成果維持	・関係機関との連携や、効果的で多様な情報発信を行うとともに、研修機会等の創出を図る。 ・法改正などの情報を把握し、適時情報提供を行う。	男女共同参画室 商工企業課	国 県 市 商工会議所 事業者など
			計画策定などに係る相談への対応	【実績】 ●令和7年度においては相談等の対応事例なし。 【成果】 ●相談対応はなかったが、周知を図ることで制度について理解促進を図った。	成果維持	・関係機関等と連携を図りつつ、適時相談対応を行う。		
3	「大船渡市働く婦人の家」の在り方検討	女性の職業生活や家庭生活に必要な知識・技能の習得援助などを総合的に「働く婦人の家」について、時代のニーズに合わせた施設利用の在り方について検討する。	施設の在り方検討	【実績】 ●庁内調整を図り施設の用途変更の方針を固めた。 【成果】 ●時代のニーズに合わせた施設利用となる。	成果維持	・令和8年度中に用途変更に係る諸手続きを進める。	商工企業課	市
			検討結果による施設の運用	【実績】 ●令和9年度から広く生涯学習活動に利用可能な施設とする。 【成果】 ●時代のニーズに合わせた施設利用となる。	成果維持	・令和8年度中に用途変更に係る諸手続きを進める。		

具体的取組 (2)職業における女性の活躍支援

No.	事業 (取組) 名	内容	実施内容	令和7年度実績と成果	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
1	キャリアアップ講座やリカレント教育の推進	国、県、商工会議所、大学などの関係機関と連携し、デジタル化に資する国の制度や交付金などを活用したデジタル人材の育成を始め、働く場で活躍する女性のキャリアアップやリカレントに係る講座・教室を開催するほか、資格取得に係る費用の支援を行う。 また、市が開催する市民講座において、リカレント教育の視点を取り入れながら、市民の学習ニーズや地域課題に対応した多様な分野の講座を効果的かつ戦略的に開催する。	デジタル化や女性の活躍推進に資する国の制度や交付金を活用した人材育成	【実績】 ●総務省地域情報化アドバイザーによる市民・事業者向けのセミナーを開催するとともに、市幹部職員向け、市職員向けのセミナーを2回実施した。 <市民・事業者の受講者数：17人> <市幹部職員・市職員の受講者数：103人> ●デジタル推進アドバイザーによる市職員向けの研修を全3回コースで開催した。 <受講者数：延べ81人> 【成果】 ●市幹部を含めた職員向け研修アンケートの「DXを積極的に取り組むべき課題について明確になったか」の設問に対し、受講者の91.4%が「明確になった」と答えていることから、既存業務のデジタル化に向けた課題の抽出やDX推進に資する研修となっている。	成果維持	・セミナー等を継続して開催し、意識改革につなげ、DXの推進を図る。	男女共同参画室 デジタル戦略課 商工企業課 中央公民館	国 県 市 商工会議所 大学など
			女性活躍講座・教室の開催	【実績】 ●岩手大学と共催し、市内事業所でリーダーを務める女性2名を事例発表者として迎え、「女性のキャリア形成支援リカレントプログラム」を開催した。 <受講者数：17人> ●「おおふなと市民ミーティング」において、働き方や労働慣行の見直し、家庭と就労時間とのバランスなどについて、学びの機会を創出した。 <参加者数：延べ23人> ●例年開催していた、女性を対象とした就労促進のための就職支援セミナーを実施しなかった。 【成果】 ●参加者などに対し、キャリア形成や就労における女性活躍について、意識啓発を行うことができた。	成果維持	・女性が活躍するためには、女性のみならず、事業者や男性などの意識も変えていく必要がある。 ・女性活躍推進の理解促進に向け、関係機関と連携し、各種取組を推進する。 ・女性の活躍機会を創出するためには、家庭における取組なども必要であることから、それらの意識醸成を図りつつ、キャリア形成等の支援等を行う。		
			資格取得に係る費用の支援	【実績】 ●求職者資格取得支援事業を実施し、資格取得に係る費用の支援を実施した。 <支援件数：3件> ●「女性のキャリア形成支援リカレントプログラム」受講生に対し、奨励金を交付した。 <交付人数：5人> 【成果】 ●求職者資格取得支援をすることで就業促進が図られた。 ●キャリア形成に資するセミナーの受講生に対し奨励金を交付することで、受講者数の増加を図り、職業における女性活躍の推進をした。	成果維持	・地域ニーズを把握しながら、支援事業の対象資格等について検討する。 ・女性活躍やキャリア形成などへの効果が見込まれる資格や講座について、積極的な参加を促すための周知や支援策などを検討する。		

			市民講座の効果的・戦略的な開催	【実績】 ●岩手大学連携講座（1講座全1回開催）「どうする？どうなる？食料事情～安全・おいしい・健康維持に役立つ食品開発～」 ＜受講者数：32人＞ 【成果】 ●参加者数は定員を上回り、アンケート結果からは、食と社会情勢との関わりへの理解が深まり、日常行動を見直す意識の醸成がうかがえ、市民の学習意欲を喚起する講座として、目的を達成することができた。	拡充・拡大	・多くの参加があった一方で、1回開催であったことから、学びを深めるまでは至らない部分もあった。 ・今後は、内容を発展させた講座や振り返りの機会を検討し、学習の広がりにつながる工夫をしていきたい。		
No.	事業 （取組）名	内容	実施内容	令和7年度実績と成果	今後の方向性 （4段階評価）	課題・改善策等	主管課	実施主体
2	中学校におけるキャリア教育の推進	性別にとらわれず、主体的に多様な職業を選択することができるよう、中学生向けの就業体験などを行う。	就業体験授業などの実施	【実績】 ●9月4日に、12団体の企業等を招いて、中学1年生を対象にキャリアチャレンジデイを実施した。 ＜参加生徒数：229人＞ 【成果】 ●多様な業界の企業が参加したことで、業界ごとの多様な働き方や、女性・男性双方が活躍できる環境への理解が深まった。	成果維持	・より良い就業体験の機会を提供できるよう、在り方を検討する。	学校教育課	市
3	女性等就業相談員による就職支援	女性等就業相談員を配置し、働きたい女性の就業相談や就職に向けた各種情報の提供を行うなど、関係機関と連携しながら女性の就業を支援する。	女性等就業相談員による相談・支援	【実績】 ●市庁舎内での相談対応、市内子育て支援拠点での出張相談を実施した。 ＜相談件数：市庁舎内49件、出張相談34件＞ 【成果】 ●働きたい女性の就業相談や就職に向けた各種情報の提供を行い就業を支援した。	成果維持	・引き続き、就業相談などに対応しながら、女性の就職支援に努める。	商工企業課	市

具体的取組 (3)職場でのワーク・ライフ・バランスの改善

No.	事業 (取組) 名	内容	実施内容	令和7年度実績と成果	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
1	事業者への働き方改革に関する情報提供と実践支援	国、県、商工会議所などの関係機関と連携し、事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスの推進によるメリットを示しながら労働環境の整備実践を働きかける。	ホームページなどでの情報提供や研修会などの開催	【実績】 ●市ホームページでの情報提供に加え、県と共同で市内事業所を訪問し、「くるみん」や「えるぼし」、「ユースエール」などの認定制度の周知及び認定取得のメリットなどの情報提供を行った。 ●市広報紙の「いきいき通信」にて関連記事の掲載や、男女共同参画関連図書展にてリーフレットなどを展示し、働き方改革に関する周知を図った。 【成果】 ●事業者に対するワーク・ライフ・バランスの周知につながった。 ●多くの人の目につく機会を創出することで、関連情報について事象者等への周知が図られた。	成果維持	・関係機関と連携し、効果的な情報発信を行うほか、研修機会の創出を図る。 ・事業者に引き続き情報提供を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進に努める。	男女共同参画室 商工企業課	国 県 市 商工会議所 事業者など
2	「ワーク・ライフ・バランス」の改善に関する被雇用者の理解促進	働き方改革に関する事業者への働きかけと連動しながら、家庭生活の改善などに係る被雇用者向けの情報提供を行う。	ホームページなどでの情報提供 図書展やパネル展などの開催	【実績】 ●労働関連法令の法改正に伴う育休制度などについて、市ホームページにて情報提供を行った。 【成果】 ●市民に対する周知が図られた。 【実績】 ●催事会場などに啓発パネルの展示や関連リーフレットなどを配置し、周知や理解促進を図った。 ・「男女共同参画関連図書展」 ・「いわて男女共同参画オンラインセミナー上映会」 ・「おおふなと市民ミーティング」 ・「大船渡市産業まつり」 ●「おおふなと市民ミーティング」で、子育て中の夫婦等に対し、働き方と家庭生活の両立について考える機会を提供した。 <参加者数：延べ23人> ●市職員を対象に、男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを考える講座を実施した。 <受講者数：39人> ●市広報紙の「いきいき通信」に関連記事を掲載し、理解促進を図った。 ●市民活動団体が実施した「大船渡産業まつり」における啓発活動やアンケート活動を支援することで、市民の理解促進を図った。 【成果】 ●関係団体と連携しつつ、多くの人の目につく機会を捉えて広く周知をすることができたことから、理解促進が図られた。	成果維持 拡充・拡大	・被雇用者に引き続き情報提供を行い、被雇用者のワーク・ライフ・バランスの改善に関する理解を促進する。 ・一人一人の理解促進を促すため、関心を引く掲示方法や周知方法などの工夫が必要である。 ・引き続き市民の目に触れる機会や研修などの機会を積極的に設け、関係団体との連携を図りながら啓発と周知を行う。	男女共同参画室 商工企業課	市

No.	事業 (取組) 名	内容	実施内容	令和7年度実績と成果	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
3	「くるみん」 や「いわて子 育てにやさし い企業」の拡 大	国、県、商工会議所などの 関係機関と連携し、 「くるみん」や「いわて 子育てにやさしい企業」 など、国や県が行う認 定・表彰制度について、 企業のイメージアップに 加え、税制や入札などに おける優遇措置などのメ リットを周知し、女性活 躍推進に取り組む事業者 の拡大を図るほか、市営 建設工事の入札における 優遇措置の強化について 検討する。	ホームページな どでの情報提供	【実績】 ●市ホームページでの情報提供に加え、県と共同で市内事業所を訪問し、認定制度等取得のメリットなどを周知し、取得を呼びかけた。 【成果】 ●市民に対する周知が図られた。	成果維持	・ 事業者に引き続き情報提供を行い、認定制度取得企業の拡大に努める。	商工企業課 男女共同参 画室 契約検査室	国 県 市 商工会議所 事業者など
				【実績】 ●催事会場等において関連リーフレットやポスターなどを掲示し、周知を図った。 ・ 「男女共同参画関連図書展」 ・ 「いわて男女共同参画オンラインセミナー上映会」 【成果】 ●多くの人の目につく機会を捉えて、広く周知をすることができたことから、理解促進が図られた。	拡充・拡大	・ 性別を問わず働きやすい職場環境の実現には、事業者の意識醸成や理解促進を図る必要がある。 ・ 周知する機会を創出しながら「くるみん」や「えるぼし」などの各種制度について理解促進を図る。		
				【実績】 ●市営建設工事の令和9・10年度入札参加資格申請の受付に向けて、引き続き審査項目の見直しの検討を行った。 【成果】 ●検討の結果、社会情勢の変化を踏まえ、社会改題へ対応する企業活動にインセンティブを付与することとし、「くるみん」の認定企業に対する加点を新設するとともに、既設項目である「いわて子育てにやさしい企業認定」及び「女性活躍認定企業」への加点上乗せを行うこととした。	拡充・拡大	・ 審査項目の見直し内容の周知を図るため、市ホームページにその内容を掲載するとともに、令和8年4月24日に事業者を対象とした説明会を開催した。		
			市優遇措置の強化の検討	【実績】 ●市営建設工事の令和9・10年度入札参加資格申請の受付に向けて、引き続き審査項目の見直しの検討を行った。 【成果】 ●検討の結果、社会情勢の変化を踏まえ、社会改題へ対応する企業活動にインセンティブを付与することとし、「くるみん」の認定企業に対する加点を新設するとともに、既設項目である「いわて子育てにやさしい企業認定」及び「女性活躍認定企業」への加点上乗せを行うこととした。	拡充・拡大	・ 令和9・10年度入札参加資格申請の受付は、令和9年2月から開始する予定である。		

No.	事業 (取組) 名	内容	実施内容	令和7年度実績と成果	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
4	職場における デジタルトランスフォー メーション (DX)の推 進	デジタル田園都市国家構 想推進の一環として、テ レワークを始めとする在 宅勤務など、事業者のデ ジタルトランスフォー メーション(DX)の推 進を通じた職場環境改善 に資する取組について、 デジタル化に資する国の 制度や交付金などを活用 して支援する。	職場におけるD Xの推進	【実績】 ●総務省地域情報化アドバイザーによる市民・事業者向けのセミナーを開催するとともに、市幹部職員向け、市職員向けのセミナーを2回実施した。 <市民・事業者の受講者数：17人> <市幹部職員・市職員の受講者数：103人> ●デジタル推進アドバイザーによる市職員向けの研修を全3回コースで開催した。 <受講者数：延べ81人> 【成果】 ●市幹部を含めた職員向け研修アンケートの「DXを積極的に取り組むべき課題について明確になったか」の設問に対し、受講者の91.4%が「明確になった」と答えていることから、既存業務のデジタル化に向けた課題の抽出やDX推進に資する研修となっている。	成果維持	・セミナー等を継続して開催し、意識改革につなげ、DXの推進を図る。	デジタル戦 略課	市 事業者
			デジタル化に資 する国の制度や 交付金などを利 用した職場環境 の改善	【実績】 ●ワンストップ手続き可能な32項目のうち、令和7年度は7項目を追加し、合計13項目に拡充した。 【成果】 ●対象業務が拡大したことにより、市民の利便性が向上した。	拡充・拡大	・「書かない×ワンストップ」の対象業務の拡大を図る。(令和8年度以降19項目追加予定)		

具体的取組 (4) 育児・介護と仕事を両立できる職場環境づくり

No.	事業 (取組) 名	内容	実施内容	令和7年度実績と成果	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
1	事業者における育児・介護休業制度の活用促進	男女がともに育児や介護休業を取得しやすい職場環境を促進するため、商工会議所などの関係機関と連携しながら、育児・介護休業制度や助成制度を周知し、活用を働きかける。	研修会などの開催	【実績】 ●岩手県などが実施する事業者向けの関連セミナーの開催について、適時情報提供を行い、受講機会の創出を図った。 【成果】 ●関係機関との連携を図ることにより、多様なセミナー開催について周知することができた。	拡充・拡大	・男女がともに育児や介護休業を取得しやすい職場環境づくりの促進に向け、引き続きセミナー等の開催や啓発活動に努める。	男女共同参画室 商工企業課	国 県 市 商工会議所 関係機関 事業者
			ホームページなどでの情報提供	【実績】 ●市ホームページにより、労働関連法令の法改正を中心とした周知を行った。 【成果】 ●市民に対する周知が図られた。	成果維持	・関係機関と連携し、市内事業者に対し、育児・介護休業制度の周知を行うとともに、制度の活用を働きかける。		
2	育児・介護休業制度に関する被雇用者の理解促進	育児・介護休業制度に関する事業者への活用促進と連動しながら、休業可能日数や時期など、被雇用者向けに情報提供を行う。	ホームページなどでの情報提供	【実績】 ●市ホームページにより、労働関連法令の法改正を中心とした周知を行った。 【成果】 ●市民に対する周知が図られた。	成果維持	・関係機関と連携し、被雇用者に対し、育児・介護休業制度の周知を行い、制度の理解促進を図る。	男女共同参画室 商工企業課	市
			図書展やパネル展などの開催	【実績】 ●「おおふなと市民ミーティング」において、育児休業の取得促進の必要性などについて学ぶ機会を創出した。 ＜参加者数：延べ23人＞ ●催事会場などにおいて、パネル展示や関連リーフレットを配架し、情報提供を行った。 ・「男女共同参画関連図書展」 ・「いわて男女共同参画オンラインセミナー上映会」 【成果】 ●各種休業制度や活用することの必要性について、理解促進を図ることができた。	拡充・拡大	・市広報紙などを通じた各種休業制度の周知を行うほか、多くの人が目にする機会を創出する方法などを引き続き検討する。		

具体的取組 (5) 女性活躍に向けた取組を市が率先して推進

No.	事業 (取組) 名	内容	実施内容	令和7年度実績と成果	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
1	管理職や監督 職への女性職 員の登用	女性活躍推進や女性リー ダー育成に関する研修を 実施するとともに、性別 により固定される傾向に ある職種や部署への配属 を見直し、性別にとらわ れない人事配置を推進す る。	研修会などの開 催	【実績】 ●新任女性係長に、リーダー養成研修の受講を促した。 ＜受講者数：6人＞ ●新たに45歳以下の主任級又は係長級の女性職員を対象とした女性キャリアアップ研修を実施した。 ●仕事の分担におけるバイアス（先入観、偏見）の排除に留意し、職務内容と適性に基づく人事配置を行った。 【成果】 ●女性キャリアアップ研修を実施した結果、アンケートでは、「周囲へ相談しやすい職場環境づくりを意識したい」「広い視野を持って業務に取り組みたい」「役職者として必要な考え方や視点を学ぶことができた」などの意見が寄せられ、管理監督職に必要なマネジメント意識や組織運営に対する理解の促進につながった。 また、性別にとらわれない人事配置を推進したことで、多様な職務経験の機会確保及び能力を発揮しやすい職場環境づくりにつながった。	成果維持	・女性職員のキャリア形成に対する意識啓発は行っているものの、管理監督職に対する不安や負担感を抱く職員も依然として存在していることから、短期的な研修効果にとどまらないよう、多様な業務経験の付与と継続的な研修機会の確保を通じて、管理監督職を担うための能力形成及び意欲向上につながる取組を継続していく必要がある。	総務課	市
2	男性職員の育 児参画の促進	男性職員に対して育児参 画の意義や配偶者の出産 前後の状況などに関する 研修を実施するほか、男 性職員の育児参画の取組 を推進する。	研修会などの開 催	【実績】 ●男性職員に対し、育児休業制度、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等について個別に説明を行い、制度活用を促した。 ＜男性職員の育児休業取得者：3人＞ 【成果】 ●男性職員に対する個別説明を継続して行ったことで、育児休業制度に対する理解や育児休業を取得しやすい職場環境づくりが進み、男性職員の育児休業取得割合は、令和4年度の50%から令和6年度以降は100%を維持している。	拡充・拡大	・男性職員の育児休業取得割合100%の維持に向け、職員が仕事と家庭生活を両立しながら安心して勤務できるよう、引き続き制度を利用しやすい職場環境づくりに取り組む必要がある。	総務課	市

No.	事業 (取組) 名	内容	実施内容	令和7年度実績と成果	今後の方向性 (4段階評価)	課題・改善策等	主管課	実施主体
3	仕事と家庭生活・社会活動の両立に向けた相談体制の充実	育児休業などに関する相談体制を充実させるとともに、休業取得状況などを庁内で情報共有するなどしながら、ワーク・ライフ・バランスの改善を図る。	相談窓口の充実	【実績】 ●妊娠・出産・育児に関する相談に対応できるよう、総務課及び保健相談員が連携した相談体制を継続し、育児休業や短時間勤務に係る所属課との調整を行ったほか、会計年度任用職員向けの「妊娠・出産・育児と仕事の両立支援ハンドブック」を作成し、育児休業制度、各種休暇制度及び相談窓口の周知を図った。 【成果】 ●会計年度任用職員に対して、妊娠・出産・育児と仕事の両立支援制度及び相談窓口に関する情報を分かりやすく周知したことで、制度利用に対する理解促進及び相談しやすい環境づくりにつながった。	成果維持	・職員が仕事と家庭生活を両立しながら安心して勤務できるよう、引き続き両立支援制度及び相談窓口の周知を図るとともに、制度を利用しやすい職場環境づくりに取り組む必要がある。	総務課	市
			庁内での情報共有	【実績】 ●「時間外勤務の縮減に係る指針」に基づき、時間外勤務の縮減及びワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んだ。 ●令和8年3月に「大船渡市次世代育成支援・女性活躍推進特定事業主行動計画（令和8年度～令和12年度）」を策定し、仕事と家庭の両立支援、女性活躍推進及び働きやすい職場環境づくりに関する取組方針を庁内で共有した。 【成果】 ●特定事業主行動計画を策定し、両立支援、女性活躍推進及び長時間勤務是正等に関する取組方針を明確化したことで、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた庁内の共通認識の形成につながった。	成果維持	・特定事業主行動計画に基づく取組を着実に推進するため、引き続きワーク・ライフ・バランスの重要性に関する庁内での情報共有を図るとともに、各職場における取組の定着及び実効性の向上に努める必要がある。		

前文

男女は、人として平等な存在であり、互いに人権を尊重し、男女共同参画社会を実現することは、私たちの願いである。

これまでも国内の動向と協調しつつ、男女共同参画の施策を積極的に展開してきたが、今なお性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が依然として根強く存在している。

21世紀を迎え、少子・高齢化、国際化の進展をはじめとする社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、真に調和のとれた活力のある地域社会を築いていくためには、男女が個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画推進についての基本理念を明らかにするとともに、市民、事業者及び公共的団体が一体となって、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び公共的団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- (1) 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、配偶者その他の男女間における暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを基本として、行われなければならない。
- (2) 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- (3) 男女共同参画の推進は、市における政策又は事業所及び公共的団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを基本として、行われなければならない。
- (4) 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活等社会における活動に対等に参画することができるようにすることを基本として、行われなければならない。

(5) 男女共同参画の推進は、国際協調、国際理解及び国際交流の促進を図ることを基本として、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、公共的団体、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者及び公共的団体の責務)

第6条 事業者及び公共的団体は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、性別による差別的な取扱い、男女間における暴力的行為及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び異性に対する暴力等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画推進に関する基本的施策

(行動計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び公共的団体（以下「市民等」という。）の意見を反映させるよう努めるとともに、大船渡市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、行動計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、あらゆる分野における施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(積極的改善措置)

第11条 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じないように市民等と協力し、積極的改善措置に努めるものとする。

(家庭生活、職業生活等の両立促進)

第12条 市は、男女が共に家庭生活、職業生活等を両立することができるようその支援に努めるものとする。

(教育における男女共同参画の促進)

第13条 市は、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するよう努めるものとする。

(普及啓発)

第14条 市は、市民等の男女共同参画についての理解を促進するために必要な広報活動等を行うよう努めるものとする。

(市民等の自主的な活動への支援)

第15条 市は、市民等が実施する男女共同参画の推進に関する自主的な活動に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(推進体制)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するための体制を整備するものとする。

(年次報告)

第17条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表するものとする。

(苦情及び相談窓口)

第18条 市長は、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進を阻害する行為に関する苦情及び相談を処理するための窓口を置き、関係行政機関と連携を図り、苦情及び相談の適切な処理に努めるものとする。

(情報の収集及び分析)

第19条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び施策の効果的な推進のため、男女共同参画に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

第3章 大船渡市男女共同参画審議会

(設置)

第20条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、大船渡市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第21条 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第9条に規定する行動計画に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する基本的施策に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第22条 審議会は、委員25人以内をもって組織し、委員は、市民のうちから公募により選出された者のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 事業者及び公共的団体に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第26条 審議会の庶務は、協働まちづくり部において処理する。

第4章 雑則
(補則)

第27条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に大船渡市女性懇談会の委員である者は、この条例の施行の日に、第22条の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、第23条本文の規定にかかわらず、平成15年5月31日までとする。

附 則（平成24年9月25日条例第27号）
この条例は、平成24年10月1日から施行する。

- 附 則（令和2年12月18日条例第40号抄）
(施行期日)
- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。